

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月29日

【事業年度】 第10期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 オンコセラピー・サイエンス株式会社

【英訳名】 OncoTherapy Science, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 角田 卓也

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号

【電話番号】 044 - 820 - 8251

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 山本 和男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
事業収益 (千円)	804,491	1,972,835	3,327,575	5,257,628	5,361,397
経常利益(は経常損失) (千円)	1,311,905	314,281	119,494	588,759	640,519
当期純利益 (は当期純損失) (千円)	1,323,362	202,073	148,249	510,159	566,758
包括利益 (千円)					525,875
純資産額 (千円)	8,523,191	8,491,436	8,645,025	9,393,717	10,259,604
総資産額 (千円)	8,771,983	9,108,161	9,051,130	10,223,105	11,194,143
1株当たり純資産額 (円)	43,443.56	41,867.36	42,126.00	44,693.38	46,938.77
1株当たり当期純利益 (は当期純損失) (円)	6,763.65	1,022.51	739.09	2,519.20	2,746.84
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			636.88	2,168.04	2,398.23
自己資本比率 (%)	97.2	91.7	94.2	88.6	86.8
自己資本利益率 (%)			1.8	5.8	6.0
株価収益率 (倍)			194.8	71.1	63.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,091,497	346,225	223,504	1,024,616	440,961
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,613,034	2,440,363	5,902,584	3,126,656	745,323
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,010	146,281	91,832	24,528	71,442
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	4,228,814	2,280,958	7,868,370	5,791,093	5,562,546
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	55 (9)	75 (13)	87 (23)	90 (26)	94 (31)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第6期及び第7期の自己資本利益率、株価収益率、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
事業収益 (千円)	804,491	1,972,835	3,327,575	5,007,628	5,361,397
経常利益(は経常損失) (千円)	1,138,523	183,602	251,114	440,005	928,265
当期純利益 (は当期純損失) (千円)	1,149,762	306,795	213,315	422,277	804,160
資本金 (千円)	3,465,396	3,483,011	3,492,620	3,505,953	3,546,441
発行済株式総数 (株)	196,190	199,591	202,341	202,729	207,022
純資産額 (千円)	8,625,873	8,379,198	8,664,697	9,265,771	10,409,942
総資産額 (千円)	8,870,168	8,961,543	9,049,928	10,074,576	11,321,208
1株当たり純資産額 (円)	43,966.94	41,857.14	42,437.48	44,570.77	47,922.07
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 (は当期純損失) (円)	5,876.39	1,552.41	1,063.47	2,085.23	3,897.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			916.40	1,794.56	3,402.79
自己資本比率 (%)	97.3	93.2	94.9	89.7	87.6
自己資本利益率 (%)			2.5	4.8	8.5
株価収益率 (倍)			135.4	85.9	44.5
配当性向 (%)					
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	50 (8)	67 (11)	79 (23)	85 (26)	88 (31)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 第6期及び第7期の自己資本利益率、株価収益率、及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成13年4月	癌関連遺伝子及び遺伝子産物を利用した癌治療薬、癌治療法及び癌診断薬の研究開発を目的として、東京都港区芝に設立。
平成13年5月	東京大学医科学研究所と共同研究を開始。
平成13年11月	東京都港区白金台に本店移転。
平成14年6月	株式会社医学生物学研究所と癌関連遺伝子を利用した癌の診断薬及び研究用試薬の研究開発で提携。
平成14年7月	萬有製薬株式会社より肝臓癌に対する低分子化合物の治療薬開発のためのスクリーニング系の作製を受託。
平成14年8月	塩野義製薬株式会社と癌関連遺伝子情報を利用した肺癌、前立腺癌及び乳癌に対する低分子化合物の治療薬の研究開発で提携。
平成14年10月	東京都港区の本店所在地に自社の研究所を開設。
平成15年9月	三共株式会社と肺癌の抗体医薬による治療薬の研究開発で提携。
平成15年9月	株式会社医学生物学研究所及び同社子会社である株式会社抗体研究所の3社間で、当社の研究成果である癌関連遺伝子情報をもとに、医学生物学研究所グループが有する抗体作製技術を用いて、制癌作用を有する抗体医薬の医薬品候補物質を共同で開発する旨の共同研究契約を締結。
平成15年10月	大塚製薬株式会社と大腸癌に対する癌ワクチンの研究開発で提携。
平成15年11月	株式会社パルマピーズ研究所、三光純薬株式会社、及びエーザイ株式会社との間で、診断薬開発を目的に、肺癌関連遺伝子情報の提供にかかる契約を締結。
平成15年12月	東京証券取引所マザーズ市場に上場。
平成16年3月	株式会社ヤクルト本社との間で肺癌を対象とした治療用抗体医薬の研究開発にかかる契約を締結。
平成16年6月	株式会社クレハとの間で膵臓癌を対象とした治療用抗体医薬の研究開発にかかる契約を締結。
平成16年8月	抗体医薬の商業化（開発・販売）を目的として株式会社医学生物学研究所と合併にてイムナス・ファーマ株式会社を設立。
平成17年3月	本社及び本社ラボ施設を神奈川県川崎市高津区に移転し、同所に創薬研究所を開設。
平成17年4月	扶桑薬品工業株式会社との間で新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約を締結。
平成18年3月	新生血管阻害剤OTS102の第 相臨床試験の治験計画届を提出。
平成18年6月	ペプチド・ワクチンの開発を目的として、連結子会社となるワクチン・サイエンス株式会社を設立。
平成18年6月	各種治験、臨床研究等のサポート業務を目的として、徳洲会グループと合併で、株式会社未来医療研究センターを設立。
平成18年12月	扶桑薬品工業株式会社との間で新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約について、新たな癌種への適応拡大の契約を締結。
平成19年9月	新生血管阻害剤OTS102の第 相臨床試験投与を開始。
平成19年9月	関連会社イムナス・ファーマ株式会社の株式取得により連結子会社化。
平成19年9月	連結子会社のワクチン・サイエンス株式会社を吸収合併。
平成19年12月	大塚製薬株式会社が平成15年10月に締結済みの癌治療用ペプチドワクチンに関する契約のオプション権を行使するとともに、大塚製薬株式会社との間で、新たに1種の癌関連遺伝子に由来する癌ペプチドワクチンを契約に追加する旨の覚書を締結。
平成20年1月	大塚製薬株式会社と膵臓癌で同定された7種の癌関連遺伝子に対する癌ペプチドワクチンの全世界における独占的な開発・製造・販売権を大塚製薬株式会社に供与する契約を締結。（1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、対象国として日本は除く。）
平成21年1月	新生血管阻害剤OTS102の第 / 相臨床試験投与を開始。
平成21年2月	塩野義製薬株式会社と膀胱癌で同定された2種の癌関連遺伝子、食道癌並びに肺、気管支及び頭頸部における扁平上皮癌で同定された3種の癌関連遺伝子に対する治療用ペプチドワクチンの全世界における独占的な開発・製造・販売権を塩野義製薬株式会社に供与する契約を締結。
平成21年12月	連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社と協和発酵キリン株式会社が抗アミロイド ペプチド抗体に関する特許、ノウハウ等の独占的実施権の許諾を含む独占的開発、製造、販売等の権利を協和発酵キリン株式会社に供与する契約を締結。
平成22年1月	平成17年4月に締結した癌治療用ワクチンOTS102の日本における独占的販売権を扶桑薬品工業株式会社に許諾する契約について、契約内容の見直しを行い、扶桑薬品工業株式会社に対して、OTS102の日本における再許諾権付独占的製造販売権を供与。
平成22年3月	大塚製薬株式会社と中枢疾患の分子標的治療薬候補である低分子化合物につき、中枢神経疾患（腫瘍を除く）を対象とした、独占的な開発・製造・販売権などを供与する内容の契約を締結。
平成22年5月	フランスに、抗体医薬をはじめとした癌治療薬の研究開発を目的に、連結子会社Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.を設立。
平成22年11月	シンガポールでの胃がんに対する治療用ワクチン第 / 相臨床試験の患者登録開始。
平成22年12月	塩野義製薬株式会社と眼科領域疾患に対する2種の血管内皮増殖因子受容体由来する治療用ペプチドワクチンに関して、独占的開発、製造、販売権を塩野義製薬株式会社に供与する契約を締結。
平成23年3月	小野薬品工業株式会社と3種のオンコアンチゲン由来のがん治療用ペプチドワクチンに関して、独占的開発、製造、販売権を小野薬品工業株式会社に供与する契約を締結。

3 【事業の内容】

(1) 当社の設立経緯について

当社は、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長である中村祐輔教授の研究成果(シーズ)を事業化することを目的として平成13年4月に設立した研究開発型ベンチャー企業です。

(2) 当社事業の背景について

ゲノム研究の進展について

1990年代より欧米を中心としてゲノム(1)研究が活発に進められており、平成12年6月には、いわゆる「ヒトゲノム・プロジェクト(2)」等によってヒトゲノム解読完了が宣言されております。現在では、30億からなるヒトゲノム遺伝暗号の読み取りがほぼ終了し、現在ヒトの遺伝子総数は約23,000種類程度であると予測されております。これと前後した様々なバイオテクノロジーの進歩等により、「ゲノム創薬」への応用が現実のものとなりつつあります。

「ゲノム創薬」とは、遺伝子及び遺伝子が作り出すタンパク質等の情報に基づき、疾患の原因である新規創薬ターゲットの発見とそれらを標的とする治療薬の有効性や安全性の検討等を行い、医薬品を論理的・効率的に作り出すものであります。近年において、がん、糖尿病、高血圧や、慢性関節リウマチなど、多くの疾患に遺伝子が関係することが明らかになっており、疾患に関係する遺伝子を同定し、それを標的とすることで、疾患の症状を軽減させる対症療法ではなく、疾患の原因を除去する効果的な医薬品開発が可能となるものと考えられております。

また、バイオテクノロジーの進歩に伴い、疾患関連遺伝子探索、遺伝子機能解析に加えて、SNPs(3)、プロテオミクス(4)、バイオインフォマティクス(5)等の各研究分野も急速に進展しており、多くのベンチャー企業が創設される等、ゲノム研究分野はその市場規模の拡大が見込まれております。

なお、こうした技術及び研究の進歩への対応として、欧米の大手製薬企業等は、多大な研究開発費を確保するためのM&A戦略を実施する一方で、自社での研究開発活動に加えて、特に、基礎研究分野や、より専門性の高い分野等においては、ベンチャー企業、大学や社外の研究機関等との提携による外部リソースの活用を積極的に行う事が近年一般的になっております。

抗がん剤分野について

従来のがん治療法は、一般に、がん細胞を除去し、あるいは死滅させることに重点が置かれ、その主流は、外科的切除、放射線療法及び抗がん剤投与による化学療法並びにこれらの組み合わせによるものであります。しかし、これらの治療法は、いずれも患者に対する強い侵襲作用があり、特に化学療法は、抗がん剤を生体内に投与して分裂をつづける細胞に対して無差別な攻撃を行うものであり、がん細胞だけでなく正常細胞にも強い毒性を発揮する欠点があります。その結果、患者により個人差はあるものの、骨髄抑制、脱毛、吐き気、嘔吐又は下痢等の副作用によりがん患者に相応の負担を強いることとなり、抗がん剤の使用範囲は限られたものとなり、また、抗腫瘍活性も期待された程得られない状況で、従来のがん治療法に代わる、より有効で患者に対して負担の少ない治療法の開発が望まれておりました。

近年、分子生物学(6)及びヒトゲノム研究の進展等に伴い、特定の分子のみを標的としたいわゆる分子標的治療薬(7)と呼ばれる医薬品開発が進められており、乳がん、白血病、肺がん、大腸がん等に対する新たな抗がん剤が登場しております。これらの抗がん剤は、従来化学療法と比較して効果が高かつ副作用が抑えられ、より長期間の投薬が可能となるものであります。現在、このような新たな抗がん剤の開発が世界各国で進められており、今後のがん治療に高い効果を発揮するものと期待されております。

また、ヒトにおける腫瘍に対する免疫システムの関与の機序が明らかになりつつあり、がん治療において、従来手術療法、放射線療法、薬物療法に加え、免疫療法があらたな機序を有する第4のがん治療法として期待が高まりつつあります。2009年9月、米国医薬食品局(FDA)は、世界の免疫療法の開発の状況を踏まえ、「治療用がんワクチンについての臨床的考察」を公表し、2010年4月、前立腺がんに対する免疫細胞療法を承認し、2011年3月には、悪性黒色腫に対してリンパ球の活性化を維持する抗体医薬を承認しました。がんに対する免疫療法は、今や次世代の新たながん治療法として確立し、がん治療薬の

概念は大きく変わりつつあります。

このように、分子標的治療薬の登場に加え、人口の高齢化や、既存の抗がん剤より効果が高くかつ副作用の少ない薬剤の登場により患者の生存期間が長くなることによる治療の長期化、製薬会社による更なる分子標的治療薬の研究開発推進等の動向から、当社は、抗がん剤の市場は今後も拡大していくものと予測しております。

(3) 事業内容について

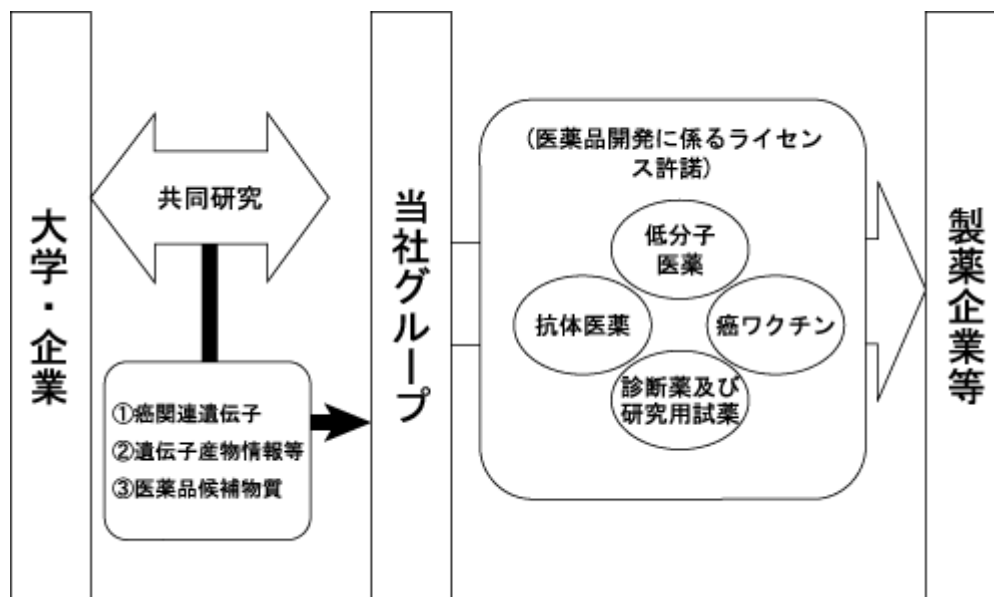
当社は、大学や外部研究機関との共同研究等によって得られた成果（がん細胞において特異的に発現する遺伝子の網羅的解析により単離（ 8 ）されたがん関連遺伝子情報およびがん関連遺伝子が作り出すタンパク質その他の遺伝子産物の機能解析情報等）をもとに臨床応用を目指してがんワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬等の創薬研究を実施しております。そして、これら創薬研究の結果得られた医薬品候補物質を製薬企業等に対して提供するほか、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102の膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）をはじめとした医薬品候補物質の臨床開発を実施する等、医薬品に関する研究開発事業を行っております。また、当社は大学との共同研究の実施とその成果の事業化に加えて、東京大学をはじめとした各大学・研究機関の研究者が当社取締役（非常勤）または顧問として兼業する等、「産学連携型」企業としての特性を有しております。

がん関連遺伝子情報等の提供について

これまで、当社グループがライセンスの許諾を実施した医薬品等の開発用途は、「低分子医薬」、「抗体医薬」、「がんペプチドワクチン」及び「診断薬及び研究用試薬」の4用途であります。

当社グループの事業概念図は以下の通りであります。

< 当社グループの事業概念図 >



< 開発用途の説明 >

低分子医薬は、同定されたがん関連遺伝子が作りだすタンパク質等を創薬ターゲットとして、その機能を阻害する低分子化合物（ 9 ）を見つけ出し、抗がん剤の開発を行います。当社グループは遺伝子情報等に基づき、医薬品となり得る化合物をスクリーニングし、医薬品開発を行っております。

抗体は、特定のタンパク質（抗原）に対して特異的に反応し、それらを異物として排除する特性をもつ生体内物質であり、細胞傷害性T細胞（ 10 ）等とともに、生体の免疫反応を担っております。がんの抗体医薬とは、この抗体の特性を利用して、がん関連遺伝子産物が細胞膜あるいは細胞外に存在する場合に、その遺伝子産物の機能を阻害する抗体により抗がん剤としての開発が可能なものをいいます。

がんワクチンとは、治療対象とするがん遺伝子に関連するタンパク質の断片（ペプチド）を体内に投入することにより、対応する細胞傷害性T細胞の増殖及び活性化を促し、自己の免疫力を高めることによりがん細胞を殺傷することができるようにするがん治療用のワクチンであります。当社グループは、がんワクチンの医薬品候補物質となるペプチドを特定した上で、製薬企業等に提供しております。

診断薬とは、血液や尿に含まれる特定の物質等を測定することにより、疾患の診断を行う医薬品であり、がんの診断薬は、がんマーカーと呼ばれるがん増殖に伴って増加する物質や、がん細胞の増殖に反応して生体側が多く産生する物質を測定することによりがん発症の診断を行うものであります。また、研究用試薬は、がんの発症機構や転移機構の解明及び対応策の研究等に用いる試薬であります。当社グループは、特定されたがん関連遺伝子が作りだす遺伝子産物等をがんマーカーとして用いることにより、従来は困難であった膵臓がんを始めとする多くのがんの早期発見及びがんの進行状況把握とその予測、更に治療後の効果判定及び予後への対応策等にも利用が可能となるものと考えております。診断薬企業等が、当社グループが提供するがん関連遺伝子及び遺伝子産物情報等を用いて、診断薬及び研究用試薬の開発を行うものであります。

提携による収益について

バイオベンチャー企業と製薬企業等との契約については、一般に、契約一時金、研究協力金、開発協力金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティ等といった段階的に対価を収受する契約形態が採用されております。これは、製薬企業等において医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いものであることに起因するものであります。当社が現在締結する契約も同様であり、また、今後締結する契約においても同様の形態が想定されます。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しており、研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗（予め設定されたイベント達成等）に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

当社が契約に基づき受領する収益のうち、研究協力金及び開発協力金については、研究及び開発の内容等に応じて複数年に渡り受領することとされておりますが、一部については当該協力金について規定されていないものもあります。

一般的に医薬品の開発期間は基礎研究開始から上市までに通常10年以上の長期間に及ぶものでもあります。なお、事業収益の発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

さらに、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

(4) 医薬品開発における事業領域について

当社グループの研究開発は、平成13年4月からの当社と東京大学医科学研究所との共同研究により出

発いたしました。当該研究は、抗がん剤開発のためのがん特異的タンパクの同定とその機能解析を行うことを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっております。

その後、基礎研究の進展にともない、がんペプチドワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬等の創薬研究を進めてまいりました。

免疫療法であるペプチドワクチン療法の開発については、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102とOCV-101（旧OTS11101、第 相臨床試験より治験薬コード名変更）の開発を進めております。OTS102につきましては、膵臓がんを対象とした第 Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）、ならびに胆道がんを対象とした第 Ⅰ相臨床試験を、OCV-101につきましては、膵臓がんを対象とした第 Ⅰ相臨床試験を、それぞれ実施中です。また、当社のプラットフォーム技術であるがんの網羅的遺伝子解析の結果から得られた、腫瘍特異的に発現し、正常組織ではほとんど発現しないオンコアンチゲン由来のペプチドを用いたがん細胞への直接の抗腫瘍効果を期待したがん治療用ワクチンOCV-105は、膵臓がんを対象とした第 Ⅰ相臨床試験を開始しました。有望な複数のオンコアンチゲン由来のペプチドをカクテルとして用いたOTSGC-A24は、胃がんを対象とした第 Ⅰ相臨床試験を、シンガポールのNUH（National University Hospital）で実施しております。

さらに、当社から導出した膀胱がんに対するがんワクチン療法の第 Ⅰ相臨床試験（塩野義製薬株式会社）、食道がんに対するがんワクチン療法の第 Ⅰ相臨床試験（塩野義製薬株式会社）についても当社が開発に必要な協力を行う体制で実施されております。

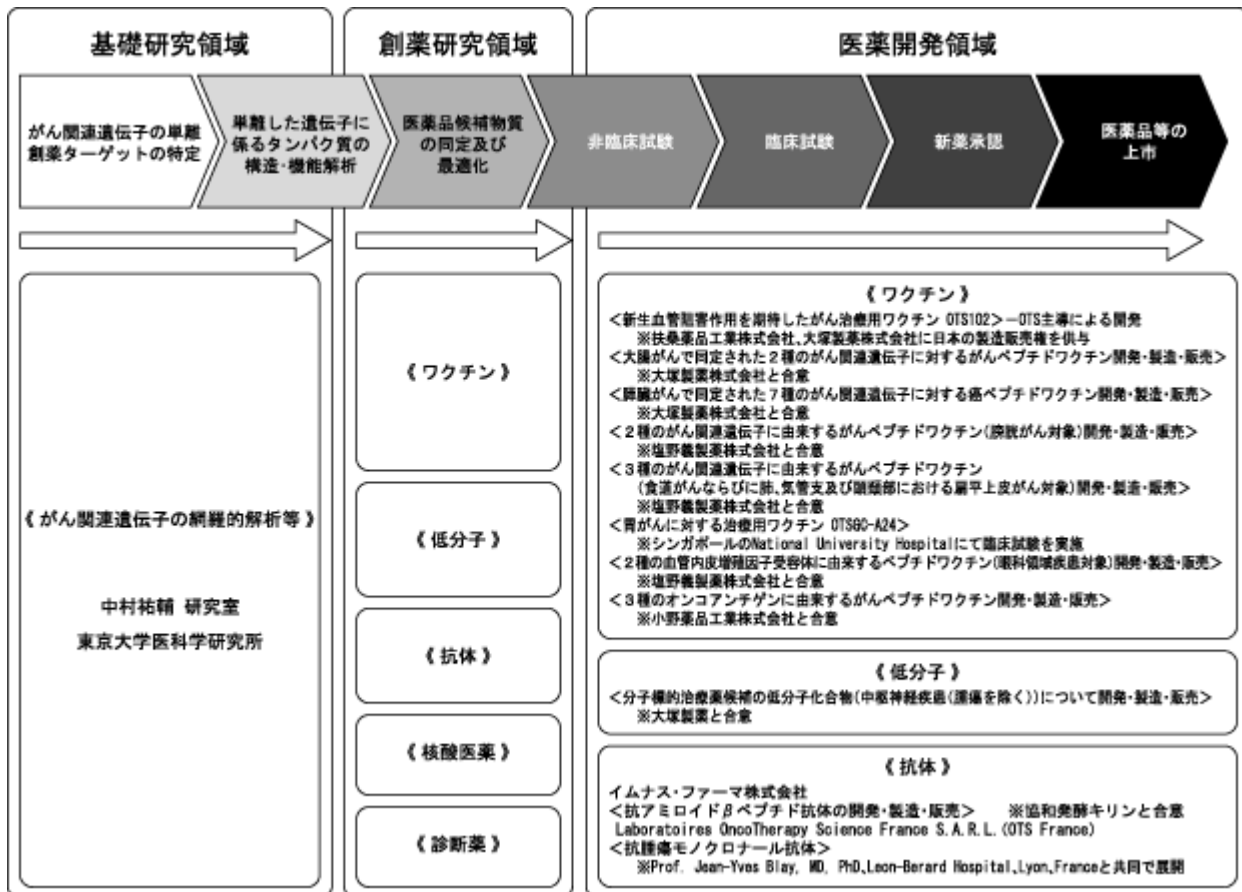
なお、膵臓がんを対象としたOTS102（PEGASUS-PC study）が承認された場合には、世界初のがんペプチドワクチン薬となる見込みです。

抗体医薬については、網羅的遺伝子解析により得られた分子を標的とした滑膜肉腫に対する抗体医薬の開発を、フランス子会社であるLaboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.にて進めており、平成23年中に臨床試験の実施を予定しております。

このように、当社グループは「より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しております。

なお、当連結会計年度における当社グループの事業領域は次の通りです。

< 研究開発領域の概念図 >



[用語解説]

(1) ゲノム

生物の染色体と遺伝子の完全なセットを意味し、1つの生物がもつ遺伝情報のすべて、あるいはDNAの全体を指します。

(2) ヒトゲノムプロジェクト

ヒトの遺伝情報の総体であるヒトゲノム（染色体23本に分配されている30億塩基対DNA）をすべて解読しようという国際的なプロジェクトの総称。1988年に、有力な科学者主導でヒトゲノムの解析を実施すべく、ヒトゲノム機構（HUGO）が設立され、このうち1990年10月に、同機構の指揮のもとで正式に国際的なプロジェクトが開始されました。日本でも、1991年から解読が本格化されました。計画開始当初、2005年をメドに全長配列決定をする予定でしたが、シーケンズ技術の急速な進歩、およびゲノムの大量解読を行うベンチャー企業の追いあげにともない、当初の計画は大幅に前倒しされることになり、2000年6月には、解読結果の概略が発表されております。

(3) SNPs

Single Nucleotide Polymorphism (= 1塩基多型) の略語。DNAの塩基配列は、同じヒトであっても個人によって僅かずつ異なっていることがわかっており、これが全ゲノム中の約1%、数百万箇所あるとされております。こういった遺伝子の相違の中で最も頻繁に見られるのが、塩基配列のある箇所ではA - TとG - Cの塩基ペアが1箇所だけ置き換わっているSNPであり、疾患の罹りやすさ、薬の効きやすさ、副作用の出やすさなどが個人で異なることもSNPに関連すると思われることから、ゲノム創薬においても重要視されている研究テーマの一つとなっております。

(4) プロテオミクス

ゲノム情報とそれによって作られるタンパク質との関連を生命活動に照らし合わせて包括的に行う研究のこと。具体的には、発見された遺伝子の機能解析、作られるタンパク質の調節機構の解析、タンパク質同士の相互作用の研究、疾患・病態とタンパク質の働きとの関連性などが課題とされております。

(5) バイオインフォマティクス

バイオ研究において、情報科学と生命科学の融合領域で生命情報科学をさします。ゲノムの塩基配列情報やタンパク質の構造情報などをコンピューター処理して活用する技術。コンピューターを用いた遺伝子およびタンパク質の構造・機能解析に始まり、それらの分子の生体内での作用や発現レベル、相互作用、病態との関わりなどの情報を含んだ生体情報解析あるいはデータベース化するようなシステムの総称であります。

(6) 分子生物学

もともと生物学は、生物の形態・分類・進化・行動や遺伝に法則性を見だし、そこから生命の本質を探ろうとする学問でした。1950年代にワトソンとクリックにより遺伝物質DNAの分子構造が提唱されたとき、初めて生物学者が、生物を分子のレベルで解明する可能性を認識し、ここに分子生物学が生まれました。現在、分子生物学は医学・薬学・農学・バイオテクノロジー - の領域の最も重要な基礎分野として、その成果は、様々な応用技術の基盤となっております。

(7) 分子標的治療薬

ある分子に作用することがわかっている低分子化合物や抗体などを選択することによって作られ、疾患に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬のこと。従来の治療薬に比べて効果が高かつ副作用が少ないとされ、近年、がん治療などで注目されております。

(8) 単離

遺伝子についての単離とは、遺伝子の機能解析等により、ある機能を持つ遺伝子を特定することでありませう。

(9) 低分子化合物

抗がん剤をふくめ、医薬品には分子量の大きい高分子物質、たとえば抗体のようなタンパク質などの高分子物質と、相対的に分子量の小さい低分子物質があります。概ね分子量が1,000前後のものまでが、一般に低分子とされており、低分子物質は低分子化合物ともよばれております。大半の低分子化合物は有機合成化学の手法で人工的に作られておりますが、あらかじめ合成されて集積されている多数の化合物の集合、すなわち、化合物ライブラリーの中から、抗がん効果をもつ化合物を選び出すスクリーニングが製薬企業では行われております。

(10) 細胞傷害性T細胞

細胞傷害性T細胞は、抗体とともに私たちの体の免疫反応を担う、細胞であります。抗体は、血液や分泌液などの中に通常存在することから体液性免疫ともよばれるのに対し、細胞障害性T細胞は、細胞が作用の中心なので、細胞性免疫ともよばれております。細胞障害性T細胞のがん細胞に対する機能は、がん抗原を認識し、そのがん抗原が提示されている細胞を殺傷するものであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) イムナス・ファーマ 株式会社	神奈川県川崎市 高津区	340	抗体医薬の研究開発	54.3	役員の兼任 当社役員 4名
(連結子会社) Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.	フランス共和国 リヨン市	2,100 (千ユーロ)	抗体医薬をはじめとしたがん治療薬の研究開発	100.0	役員の兼任 当社役員 1名
(持分法適用関連会社) 株式会社未来医療研究センター	東京都千代田区	100	各種治験、臨床試験等のサポート業務	30.0	役員の兼任 当社役員 1名

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品の研究及び開発	94(31)
合計	94(31)

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88(31)	34.5	3.7	4,632

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からの契約一時金、マイルストーン及び開発協力金などの受領により、5,361百万円（前期比103百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進及び臨床開発の進展による研究開発費の増加により、連結営業利益は223百万円（前期比95百万円の減少）、連結経常利益は640百万円（前期比51百万円の増加）、連結当期純利益は566百万円（前期比56百万円の増加）となりました。なお、当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループは、東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター長中村祐輔教授と共同で、ほぼ全てのがんを対象とした網羅的な遺伝子発現解析等を実施し、既に多くのがん治療薬開発に適した標的分子を同定しております。また、それらの標的に対し、がんペプチドワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬（siRNA医薬等）の、各領域における創薬研究を積極的に展開し、既に、膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験を実施中の新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102のほか、臨床試験を実施中または準備中の医薬品候補物質を複数有しております。

<基礎研究領域>

創薬ターゲットの特定等を行う基礎研究領域においては、ヒト全遺伝子の遺伝子発現パターンを網羅的に検索できるcDNAマイクロアレイ（11、12）のシステムにより大腸がん、胃がん、肝臓がん、非小細胞肺癌、小細胞肺癌、食道がん、前立腺がん、膵臓がん、乳がん、腎臓がん、膀胱がんおよび軟部肉腫等について発現解析が終了しております。これらの発現解析情報からがんで発現が高く正常臓器では発現がほとんどない遺伝子を選択し、更に機能解析により、がん細胞の生存に必須な多数の遺伝子を分子標的治療薬の標的として同定しております。

<創薬研究領域>

医薬品候補物質の同定及び最適化を行う創薬研究領域においては、医薬品の用途毎に、より製品に近い研究を積極的に展開しております。

がんペプチドワクチンにつきましては、これまでに日本人および欧米人に多く見られるHLA-A*24:02およびA*02:01を中心に大腸がん、胃がん、肺がん、膀胱がん、腎臓がん、膵臓がん、乳がんおよび肝がんを標的とした計39遺伝子を対象としたペプチドワクチン（13）を既に同定しておりますが、新たに膀胱がん1遺伝子、膵臓がん1遺伝子および乳がん1遺伝子に対する新規ペプチドワクチンを同定致しました。また、A*24:02およびA*02:01以外のHLAにも適用可能なペプチドワクチンの同定についても、NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)のプロジェクトとして進行中です。このように、現在、より多くの候補ペプチドの同定を目指し、幅広いがん種を標的としたペプチドワクチンのスクリーニングを継続実施しております。

低分子医薬につきましては、6種のがん特異的タンパク質を標的とする創薬研究を進めております。そのうち2種のリン酸化酵素に関して、これまでに得た高活性化化合物に基づきリード最適化作業を進め、in vivo（14）での薬効試験を実施中です。その結果これまでに、それぞれの酵素について複数の化合物で有意な腫瘍増殖抑制効果を確認しております。さらなるリード最適化を進めるとともに、薬効試験で有望な結果を得た化合物に対して、より詳細な薬理・薬物動態・毒性試験を進めております。さらに、別の1種の標的酵素タンパク質に関して、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得た高活性化化合物骨格につき、構造活性相関研究による新規高活性化化合物の合成を進めております。また、さらに別の3種の標的酵素タンパク質に関しても、大規模化合物ライブラリのスクリーニングから得た高活性化化合物骨格につき、リード化合物獲得に向けた新規化合物合成と構造活性相関研究を進めております。

抗体医薬につきましては、3分子に絞り込んだ治療標的となるがん特異的抗原について、マウスモノクローナル抗体ならびにキメラ抗体のがん治療用抗体としての評価を行っております。1標的については、平成23年中のフランスでの治験開始を目指し、非臨床試験および治験薬製造を進めております。残りの2標的については、放射性同位体で標識した抗体を担がんマウスに投与することで、高い治療効果が得られることが判明しております。これらの抗体については臨床開発を視野に入れた抗腫瘍効果の検討および安全性の評価を進めております。

核酸医薬につきましては、高い効果が期待でき、かつ将来的に幅広いがん種への応用が期待できる開発候補として4分子を抽出し、なかでも特に効果の高い1分子に関して、in vivoでの治療実験を進めております。また、新規ドラッグ・デリバリー・システムの探索も精力的に進めております。

このように、独創的な分子標的治療薬の創製を目指した創薬研究を、多岐にわたり展開しております。

< 医薬開発領域 >

医薬開発領域においては、扶桑薬品工業株式会社ならびに大塚製薬株式会社と提携しております新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102は、膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）及び胆道がんを対象とした第Ⅱ相臨床試験を実施しています。なお、PEGASUS-PC studyにつきましては、昨年11月に第三者機関である効果安全性委員会での中間解析を実施し、「治験継続」の勧告を頂き、現在計画通り治験を継続しております。

大塚製薬株式会社と提携しております膵臓がんに対するペプチドワクチンの開発については、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOCV-101の第Ⅱ相臨床試験を実施中であり、オンコアンチゲン（15）由来のがん治療用ワクチンOCV-105については、本書提出日現在、膵臓がんに対する第Ⅱ相臨床試験を開始しております。また、大腸がんペプチドワクチンについては、現在、GMP下でのペプチド合成を実施しており、臨床試験を開始するために必要な非臨床試験の準備をしています。

塩野義製薬株式会社と提携しております膀胱がんペプチドワクチンについては、塩野義製薬株式会社が第Ⅱ相臨床試験を実施しており、食道がん、肺ならびに気管支及び頭頸部における扁平上皮がんを対象としたペプチドワクチンについては、塩野義製薬株式会社が食道がんを対象とした第Ⅱ相臨床試験を実施中です。

小野薬品工業株式会社と提携しておりますオンコアンチゲン由来のペプチドワクチンについては、肝臓がんなどを対象とした臨床試験を準備中です。

海外におきましては、シンガポールのNUH(National University Hospital)にて胃がんに対するワクチンOTSGC-A24の第Ⅱ相臨床試験を実施しており、フランス現地子会社におきましても抗体医薬の本年中の患者さん登録、治験開始を目指してまいります。

なお、シンガポールにおきましては、治験実施機関であるNUH(National University Hospital)がシンガポール政府から経済的補助を受けて実施しており、フランスにおきましても治験実施機関が、CLARA（16）から治験費用の援助を受けることとなっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、5,562百万円（前連結会計年度末比 228百万円減少）となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、440百万円（前連結会計年度末は、1,024百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前当期純利益616百万円、株式報酬費用270百万円と減価償却費156百万円などの計上による資金の増加の一方、売上債権575百万円の増加による資金の減少が主な要因となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、745百万円（前連結会計年度末は、3,126百万円の減少）となりました。これは、預入期間3ヶ月超の定期預金の減少による資金の増加1,000百万円の一方、償還期間3ヶ月超の有価証券の増加1,500百万円、有形固定資産187百万円と無形固定資産53百万円の取得による資金の減少が主な要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は、71百万円（前連結会計年度末は、24百万円の増加）となりました。これは、株式の発行による資金の増加71百万円が要因となっております。

[用語解説]

(11) mRNA, RNA, cDNA

RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られています。体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。cDNAは、mRNAから逆転写酵素を用いた逆転写反応によって合成されたDNAで、イントロンを含まない状態の遺伝子 (塩基配列) を知ることができることから、遺伝子のクローニングに広く利用されております。

(12) マイクロアレイ

小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置し、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得することを目的として開発されたシステム。現在、遺伝子発現情報の解析において有用なものであると考えられております。

(13) ペプチド

タンパク質又はタンパク質の断片のこと。

(14) in vivo

in vitroとは対比的に用いられ「体の中で」を意味する医学・化学用語です。一般に生体内(主に実験動物)での実験的検証を意味します。

(15) オンコアンチゲン

がん細胞に特異的に発現し、増殖能などがん細胞に必須の機能を有する一方、正常細胞には極めて発現の低い分子で、細胞傷害性T細胞から認識される抗原性を持った腫瘍特異的な標的分子を指します。

(16) CLARA

CLARA (Canc é rop ô le Lyon Auvergne Rh ô ne-Alpes) は、2003年にフランスで開始されたCancer Planの一部として、がん研究の発展を目的に、州当局により出資・設立されました。CLARAは、研究者、臨床医とローヌ・アルプ、オーヴェルニュ地方の企業を結びつけ、がんとの闘いにおける地方、国内、及び国際的な戦略をコーディネートしています。CLARAは、患者の利益になる技術移転を最大化するために、特に、企業と臨床医及び學術チームとの間のパートナーシップの構築に貢献しており、ローヌ・アルプ、オーヴェルニュ地方を、がんとの闘いにおけるヨーロッパの中心地にすることを目指している機関です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務は、業務の性格上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	前年同期比 (%)
医薬品の研究及び開発	5,361,397	+2.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
塩野義製薬(株)	1,360,876	25.9	2,769,689	51.7
大塚製薬(株)	1,266,491	24.1	1,580,711	29.5
扶桑薬品工業(株)	2,340,259	44.5		

2 当連結会計年度の扶桑薬品工業(株)の販売実績は、総販売実績の10%未満であるため、記載を省略しております。

3 上記金額に消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、対処すべき課題を以下のように考えています。

- (1) 基礎研究の継続的な実施
当社が国立大学法人東京大学と進めております「抗がん剤開発のためのがん特異的蛋白の同定とその機能解析」は、当社事業の基盤となる基礎研究であります。
当社は当該基礎研究の継続的な実施を当社事業の最重要課題の一つとして認識しており、今後も研究体制の充実と円滑な推進のための対応を図っていく方針であります。
- (2) 創薬研究の確実な推進、並びに事業領域の広範化
当社グループは基礎研究の成果をもとに、臨床応用を目指してがんワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬等の創薬研究を自らあるいはパートナーと共同で実施しております。
当社グループは、今後も創薬研究を積極的に実施し、早期臨床試験開始を目指すとともに、当社グループの研究成果を更に有効に活用するため、事業領域の拡大も図っていく方針であります。
- (3) 臨床開発の確実な推進
当社は、日本国内において、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102の膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験(PEGASUS-PC study)、胆道がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験をはじめとした複数の臨床試験を実施しておりますが、平成23年3月にシンガポールのNUH(National University Hospital)にて胃がんに対する臨床試験を開始しました。また、本年中にはフランス子会社であるLaboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.におきましても抗体医薬の臨床試験開始を予定しております。
当社グループは、これら各パイプラインの臨床試験を確実に推進させる方針であります。
- (4) 新規提携先の開拓及び既存提携先との提携事業の確実な推進
当社グループは、提携先の製薬企業に対して医薬品候補物質の提供、あるいは特定の医薬品候補物質をベースとした医薬品の研究開発に係る提携を行っており、今後とも新規提携先の積極的な開拓を進めるとともに、既存提携先との提携事業を確実にかつ迅速に進め、一刻も早く上市を目指します。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上していくことを可能にする者であるべきと考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。最終的には、株式の大規模買付提案に応じるべきかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

しかしながら、大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保持し続けることが困難であると予測されるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう恐れのあるものや、当社グループの企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的に決定をされるために必要な情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

とりわけ当社グループは、「より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日でも早くがん患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業使命として掲げており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていることから、その経営においては高い倫理観とバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されます。

このようなことから、当社は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様にご提供される情報、検討機会を十分確保する方策が必要であると考えています。

基本方針の実現に資する取組み

当社グループの研究開発は、平成13年4月からの東京大学医科学研究所との共同研究により出発致しました。当該研究は、各種がん種において特異的に発現する遺伝子を網羅的に解析することにより、創薬ターゲットとなるがん関連遺伝子及び遺伝子産物を単離することを目的としており、主に基礎研究領域に重点を置いたものとなっております。

その後、基礎研究の継続的な実施による進展にともない、がんワクチン、低分子医薬、抗体医薬、核酸医薬、の創薬研究を進めるとともに、日本国内において、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチン

OTS102の膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）、胆道がんを対象とした第Ⅱ相臨床試験をはじめとした複数の臨床試験を実施しております。さらに、海外におきましては、平成23年3月にシンガポールのNUH（National University Hospital）にて、胃がんに対する臨床試験を開始しました。また、本年中の臨床試験開始を目指し、フランス子会社であるLaboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.におきましても抗体医薬の臨床試験準備を行っております。

このように、当社グループは「より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」という企業使命の実現のため、日々研究開発を推進しています。当社グループは、これらの研究開発の進展こそが当社グループの企業価値向上の源泉であると考えています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月27日に取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決定を行い、平成21年6月26日開催の第8回定時株主総会において承認可決されております。

(a)本プランの概要

()本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社株式について、20%以上の保有割合となる買付けを行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付けに関する情報の提供を求め、当該買付けについての情報収集、検討等を行う期間を確保すること、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、または、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、当該買付者による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、独立委員会への諮問を経た上で一定の対抗措置を採ることなど、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれないための手続を定めています。

()対抗措置の内容

上記()記載の対抗措置として、当社は、上記()記載の買付者による行使は認められないとの条項及び当社が当該買付者以外の者から当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の条項等が付された新株予約権を、当社株式1株に対し1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、その時点の全ての株主に対して割り当てる手法による無償割当て、その他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置を行います。

(b)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成21年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までと定めています。

(c)本プランの廃止及び変更

当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確

保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(a) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記に記載の通り、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(b) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、定時株主総会において株主の承認を得たうえで導入するものです。また、上記に記載した通り、株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっています。

(c) 必要性・相当性確保の原則

() 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者)から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、その判断の概要については株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

() 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

() デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、その点にご留意ください。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 研究開発活動について

大学との共同研究について

(a) 共同研究契約について

当社の研究開発活動においては、当社研究開発本部においての自社研究のウェイトを増大させつつあるものの、国立大学法人東京大学との共同研究が重要な役割を担っており、それらの研究の成果物であるがん関連遺伝子及び遺伝子産物情報等の基礎研究の成果は、当社の事業基盤として当面の事業展開において不可欠なものであり、その依存度は現状でも高いものとなっております。

当社としては、国立大学法人東京大学との間で良好な関係を維持し、当社の事業基盤である共同研究を当面は継続していく方針であります。当該契約の更新が困難となった場合又は解除その他の理由により契約が終了した場合においては、当社事業に悪影響を与える可能性があります。

(b) がん関連遺伝子の網羅的解析について

当社が国立大学法人東京大学と実施している基礎研究の、「抗がん剤開発のためのがん特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬（治療法）開発の共同研究」は、(a) 臨床症例に基づいた研究成果であること、(b) LMM法によるがん細胞の分離により精度の高い解析が可能であること、(c) 遺伝子解析においてcDNAマイクロアレイを利用していること、(d) 特定された候補遺伝子とそれらのがんとの関連を複数の実験により検証していること等の特徴があり、当社は、これらの各要素を組み合わせた解析スキームに研究の優位性があり、各種のがんにおいて得られた遺伝子情報等は、治療効果が高く、かつ副作用が少ない抗がん剤等の開発や、特異性の高いがん診断薬の開発に有用であると認識しております。なお、現時点においては、第三者が同様の遺伝子解析を高精度で大規模に実施することは極めて困難であるものと考えておりますが、新たな研究手法等が確立された場合においては、今後における当該優位性が継続する保証はありません。

その他の共同研究開発について

当社グループは、創薬を目指した研究や開発をより加速させ、またその分野を拡大する計画であり、大学等の公的研究機関やその他企業等との共同研究の実施や新たな連携を、必要に応じて積極的に模索しております。

今後共同研究等の戦略的連携を積極的に推進していく予定ですが、これらの契約締結及び研究開発が当社の想定どおりに進捗しない可能性があるほか、契約内容によっては、当社において相応の費用負担が生じる可能性があります。

研究及び開発の進展を目的とした子会社・関連会社の設立について

当社は、当社の事業機会である創薬シーズ（がん関連遺伝子等）を最大限有効活用するため、平成16年8月に株式会社医学生物学研究所と、抗体医薬の開発・製造・販売を行うイムナス・ファーマ株式会社を設立致しました。なお、イムナス・ファーマ株式会社は、平成19年9月21日に当社が、株式会社医学生物学研究所所有の株式を取得したことにより、当社の子会社となっております。

平成18年6月には、ペプチドワクチンの創薬研究及び早期の臨床開発開始を目的とするワクチン・サイエンス株式会社を設立したほか、同じく平成18年6月に、ゲノム創薬や先進的医療の治験・臨床研究の推進を目的として、徳洲会グループと株式会社未来医療研究センターを設立致しました。なお、ワクチン・サイエンス株式会社につきましては、平成19年9月30日に当社が吸収合併しております。

また、平成22年5月には、フランスでの抗体医薬をはじめとしたがん治療薬の研究開発体制を確立し、開発をより加速、充実させる目的で、現地子会社Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.を設立致しました。

今後も、研究及び開発の進展を目的として子会社や関連会社の設立を行う可能性があります。これら子会社、関連会社の研究及び開発活動が計画通りに実施できる保証はなく、また事業展開に伴う研究開発費用の増加等が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102について

当社は、新生血管阻害作用を期待したがん治療用ワクチンOTS102について、膵臓がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験（PEGASUS-PC study）および胆道がんを対象とした第Ⅰ相臨床試験をそれぞれ実施しております。OTS102はこれまでに他社にて開発されてきた新生血管阻害剤とはまったく異なる作用機序となっております。腫瘍の血管新生に関わる重要な遺伝子であり、がん細胞の生存と成長に必要な新生血管の内皮細胞に高発現し、正常組織にはほとんど発現していないVascular Endothelial Growth Factor Receptor 2(VEGFR2)というタンパクの一部を有効成分とする薬剤です。その投与により腫瘍への栄養を供給している新生血管内皮細胞に対する強い免疫反応が誘導され、抗腫瘍効果を示すことが動物実験で示されています。また、がん周辺にはVEGFR2を持つ新生血管が多数存在することが多い反面、通常の成熟化した正常血管はVEGFR2をほとんど持たないことから、OTS102はがん増殖に関与する血管に対してのみ働く、副作用の少ない薬剤になることが期待されております。

しかしながら、当社の開発活動が計画通りに実施できる保証はなく、進捗に遅れが生じたり、研究開発の成果が期待通り得られない可能性があります。

製造物責任のリスクについて

当社グループが今後行う医薬品の開発、製造、及び販売は、製造物責任を負う可能性があります。今後当社グループが開発、製造、及び販売したいずれかの医薬品が健康に悪影響を及ぼし、不適当な点が発見された場合には、製造物責任を負うことにより、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

副作用に関するリスクについて

当社グループが今後開発、製造、及び販売を行った医薬品で、臨床試験段階から製品上市後までにおいて、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。副作用が発現した場合、当社グループの業績に直接的な悪影響を及ぼすばかりか、副作用によるネガティブなイメージにより、当社グループが開発、製造、及び販売を行う医薬品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 製薬企業等との提携について

提携先の研究開発の進捗状況等に影響を受けることについて

当社グループは、研究活動により得られる医薬品候補物質を製薬企業等に対して提供することを主な収益源としており、製薬企業等と締結する技術導出契約に基づき、契約一時金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することになっております。これらの対価のうち、多くのマイルストーン及びロイヤリティの発生については、製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、事業収益として計上されるには長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

今後の事業提携について

当社グループは、製薬企業等との提携については、創薬研究の成果であるがんワクチンをはじめとして、低分子医薬、抗体医薬などのように個別の医薬品候補物質ごとに提携を拡大させております。しかしながら、当社グループが提供する医薬品候補物質等が、製薬企業等の研究開発ニーズと合致する保証はなく、また当社グループの想定通りに医薬品候補物質ごとの提携が推移する保証はありません。

(3) 社内体制について

特定の人物への依存について

(a) 代表取締役社長への依存

当社代表取締役社長である角田卓也は、平成18年4月に当社に入社し、代表取締役副社長研究開発本部長を経て、平成22年5月1日に代表取締役社長に就任しております。

同氏は、経営方針や事業戦略全般の策定、対外的折衝等に加えて、当社の研究・開発全般の方針決定、実施及び進捗管理において、重要な役割を果たしており、その依存度は高いものがあります。当社は、今後においても同氏の当社グループ事業への関与が必要不可欠であると考えており、何らかの理由により同氏の当社グループの業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業戦略や経営成績等に大きな影響を与える可能性があります。

なお、同氏は子会社のLaboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.の代表者を兼務しております。

(b) 代表取締役会長への依存

当社代表取締役会長である富田憲介は、平成14年5月に当社に入社し、同年7月に取締役に就任、平成15年4月から平成22年4月まで代表取締役社長を務め、平成22年5月1日に代表取締役会長に就任しております。

同氏は、過去において、三共株式会社（現第一三共株式会社）やローヌ・プーラン ローラー株式会社（現サノフィ アベンティス株式会社）等の約36年に及ぶ製薬業界における経験、また、アンジェスMG株式会社におけるバイオベンチャー企業の創業・事業立ち上げ等の実績があります。当社グループにおいては、研究開発体制を含む事業基盤の確立に重要な役割を果たしてきており、その依存度は高いものであると考えられます。今後も代表取締役会長として、大所高所から当社経営に果たす役割は大きいものがあり、何らかの理由により同氏の当社グループの業務の遂行が困難となった場合、当社グループの事業戦略や経営成績等に大きな影響を与える可能性があります。

なお、同氏は子会社のイムナス・ファーマ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

(4) 経営成績の推移等について

過年度における業績推移について

当社グループの経営成績等の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
事業収益	804,491	1,972,835	3,327,575	5,257,628	5,361,397
営業損益	1,348,683	385,426	27,169	318,672	223,323
経常損益	1,311,905	314,281	119,494	588,759	640,519
当期純損益	1,323,362	202,073	148,249	510,159	566,758
資本金	3,465,396	3,483,011	3,492,620	3,505,953	3,546,441
純資産額	8,523,191	8,491,436	8,645,025	9,393,717	10,259,604
総資産額	8,771,983	9,108,161	9,051,130	10,223,105	11,194,143

特定の販売先への依存について

当社の販売先は、製薬企業等を対象とする限定されたものであることから、取引先あたりの事業収益に占める依存度は高いものとなっております。

当社グループにおいては、今後においても新たな取引先の開拓を進める方針であり、その前提において取引先ごとの依存度低下を図る方針であります。当社グループの想定通り推移する保証はありません。また、契約を締結している取引先の契約解消等が生じた場合については、当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。

収益計上について

当社は、製薬会社との契約により、その対価については、契約一時金、研究協力金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することとしております。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しており、研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗(予め設定されたイベント達成等)に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

当社が契約に基づき受領する収益のうち、研究協力金及び開発協力金については、研究及び開発の内容等に応じて複数年に渡り受領することとされておりますが、一部については当該協力金について規定されていないものもあります。また、一般的に医薬品の開発期間は基礎研究開始から上市までに通常10年以上の長期間に及ぶものでもあります。なお、発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

さらに、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

研究開発費が多額であることについて

当社グループは研究開発型企業として、当連結会計年度においては4,753百万円を計上しております。

今後においても、継続した研究開発の実施及び事業領域の拡大等により、多額の研究開発費が必要となると想定されます。当社グループは既存の提携先に加えて、新たな取引先製薬企業の開拓を積極的に進めていく方針であります。他の製薬企業との契約締結が進まない場合や既存の提携先との契約解消等が生じた場合、または自社による医薬品の開発を積極的に推進した場合、当社グループの業績の圧迫要因として業績に悪影響が生じる可能性があります。

(5) 大学との関係について

共同研究実施に係る費用負担について

当社は、東京大学をはじめとした各大学(以下、「大学」という)との間で共同研究契約に基づく共同研究を実施しております。

当該共同研究にかかる当社の費用負担については、大学との協議により、当社が共同研究に派遣する民間等共同研究員の人数に応じた研究料及び当該共同研究において必要と見込まれる直接経費について、共同研究費として大学に支払っております。当該費用については、契約期間分を一括して支払うこととなっており、契約期間に対応して費用計上しております。なお、共同研究における活動状況に応じて生じる追加費用等については、相互協議による契約変更の手続きにより追加支払いを行う場合もあります。共同研究費の実績については、平成19年3月期は319百万円、平成20年3月期は101百万円、平成21年3月期は106百万円、平成22年3月期は238百万円、平成23年3月期は、290百万円であります。

当社グループは、今後においても当社の事業基盤である共同研究を継続していく方針であり、相応の共同研究費を負担することとなります。

国立大学法人東京大学を中心とした各大学・研究機関教職員の兼業に係る利益相反の回避について

当社においては、徳島大学教授片桐豊雅が当社取締役(非常勤)に就任しているほか、東京大学を中心とした各大学・研究機関の研究者(教授及び講師等)5名が同様に当社顧問として兼業しております。当社グループとしてはこれらの兼業を行っている者との関係においては、利益相反等の行為が発生しないように法規制等を遵守するとともに、当社グループの企業運営上取締役会の監視等を通じて十分留意しております。しかしながら、このような留意にかかわらず、利益相反等の行為が発生した場合には、グループの利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受ける等の不利益を被り、その結果として当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権について

当社グループの特許に係る方針等について

バイオ・テクノロジー関連業界、特に遺伝子関連事業においては、競合会社等に対抗していくために特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えられます。

当社は、共同研究の成果として生じるがん関連遺伝子及び遺伝子産物情報等並びに一部のがんワクチンについて、国立大学法人化以前は東京大学と共同で特許を出願してまいりましたが、これらの出願に関しては包括的な譲渡契約の締結により、既に当社への譲渡が完了しております。

また独立法人化以降の共同出願についても、同様に包括的な譲渡契約の締結により、既に当社への譲渡が完了しており、今後生じる共同発明については、譲渡予約契約により、当社単独での出願となっております。また、製薬企業等との提携にかかる医薬品関連の特許については、発明の実態と提携契約に基づき提携先企業が出願する場合があります。

しかしながら、研究の過程において特許性を有する成果が生じた場合においても、特許出願については、有用性及び費用対効果等を考慮して行うものであり、全てについて特許を出願するものではなく、また、特許を出願及び取得した場合においても、特許の取得及び維持に係る費用等について、当社グループの事業の収益により全て回収できる保証はありません。

出願特許について

当社は東京大学をはじめとした各大学との共同研究において発見したがん関連遺伝子及び遺伝子産物情報等並びに医薬品候補物質等について、平成23年3月末現在においては、1,116件（同一遺伝子等に係る複数の出願を含む）の特許を出願しております。しかしながら、当該特許が全て成立する保証はなく、特許出願によって当社の権利を確実に保全できる保証はありません。

遺伝子関連の特許については、個別の遺伝子特許が及び権利範囲について日米欧の3極の特許庁が合意したガイドライン等はあるものの、複雑な法律上及び事実認定上の問題等が存在しております。また、日本及びその他の国の特許関連法規、あるいは、その解釈により、競合他社、大学あるいはその他の組織が、当社に対して補償等を行うことなく技術を使用し、医薬品などの開発及び販売を行うことができる可能性があります。

知的財産権に関する訴訟及びクレーム等について

本書発表日現在において、当社グループの事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はありません。

当社グループは、現時点においては、当社グループの事業に関し他者が保有する特許等への抵触により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。

ただし、当社グループのような遺伝子関連企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。今後において、当社グループが第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、当社グループは弁護士や弁理士との協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針であります。当該第三者の主張に理由があるなしかかわらず、解決に時間及び多大の費用を要する可能性があり、場合によっては当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) バイオ・テクノロジー業界等にかかるリスクについて

業界動向について

近年、いわゆる「ヒトゲノム・プロジェクト」以降、バイオ・テクノロジー業界は急速に変化しており、遺伝子構造解析の段階から、遺伝子機能解析を進めることによりゲノム情報を用いた創薬、遺伝子治療、再生医療、オーダーメイド医療といった分野の段階に進んでおり、ゲノム研究分野は急激な市場規模の拡大が見込まれております。同時に、業界への参入も従来の製薬関連メーカーのみならず、オーダーメイド医療の材料を狙う繊維メーカー、発酵技術を持つ酒造メーカー、バイオ・インフォマティクス分野での取組みが目立つIT関連企業など幅広い広がりを見せており、今後においても当該傾向は継続するものと当社は想定しております。

また、当社グループの事業に深い関連を有する抗がん剤市場を取り巻く状況は、高齢化の進展、がん診断による早期発見の増加（長期的治療の増加）及び分子標的治療薬の登場等により、市場は拡大しており、当社グループは今後においても同様に市場は拡大するものと想定しております。

このような市場の拡大は、参入企業の増加、潜在的な競合企業の増加の要因とも考えられ、また、異業種間の連携により技術革新などが飛躍的に進展する可能性もあり、当社グループを取り巻く事業環境は、急激な変化を生じる要素を数多く内包しているものと考えられます。

これらのことから、当該変化に柔軟に対応できなかった場合には、当社グループの事業戦略が予想どおり進まない可能性や事業戦略の変更を余儀なくされる可能性があり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの想定通りに市場拡大が図られなかった場合においても、当社グループの事業戦略等は変更を余儀なくされる可能性があります。

競合について

当社グループが事業を展開するゲノム研究分野は急激な市場規模の拡大が見込まれており、欧米を中心にベンチャー企業を含む多くの企業が参入しており、競争は激化する可能性があります。また、遺伝子の機能解析分野においては、競合企業として、製薬企業のみならず他の分野における資金力等を有する企業等もあります。

がん関連遺伝子の単離・同定や機能解析については、スピード競争的な要素も強く、競合他社が当該領域において先行した場合、当社グループの事業の優位性は低下する可能性があります。

また、これらの競争に巻き込まれ、当社グループの事業展開において当社グループが想定する以上の資金が必要となる可能性もあります。

当社グループは、現時点において当社が中村祐輔教授と共同研究しているがん遺伝子の高精度で網羅的な解析方法等に優位性があるものと認識しておりますが、今後の競争激化による影響等により、当社グループの事業戦略や経営成績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社グループが行う研究分野は、いずれも技術の革新及び進歩の度合いが著しく速いバイオ・テクノロジー分野に属しております。そのため、当社は中村祐輔教授との共同研究において、人材を派遣すること等により、最先端の研究成果を速やかに導入できる体制を構築しております。

しかしながら、急激な研究の進歩などにより医薬品の研究開発において有効と思われる研究成果等への対応が困難となった場合には、当社グループの事業展開に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、必要な研究成果を常に追求するためには多額の費用と時間を要することから、これにより当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他

研究活動にかかる補助金等について

当社は、平成23年3月期に研究活動にかかる補助金等として、合計326百万円の支援を受けております。内訳としましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の、平成20年度公募事業「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発」に当社の参加する「Oncoantigenを標的とした新規がんペプチドワクチンの製品化を短期間を実現化する臨床研究技術の開発」プロジェクトが採択され30百万円、また同機構の平成21年度公募事業「研究開発型ベンチャー技術開発助成事業」に当社の低分子化合物医薬領域での抗がん剤開発プロジェクトである「がん特異的タンパク質リン酸化酵素を標的とする抗がん剤の開発」が採択され209百万円、「平成22年度第1回産業技術実用化開発費補助事業」に「がん特異的分子標的治療薬の適用患者事前判定のための抗体実用化」が採択され14百万円、「アジア・欧米を対象としたがんペプチドワクチンの開発」が採択され24百万円、の研究開発費支援をそれぞれ受けております。また、全国中小企業団体中央会の「平成21年度ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」に「小型自動エマルジョン調整機の開発」が採択され28百万円、関東経済産業局の「平成22年度新規産業創造技術開発費補助金」に「Oncoantigenを標的としたがん免疫療法の開発」が採択され、19百万円の研究開発費支援を受けております。

さらに、シンガポールのNUHで開始いたしました、胃がんに対する治療用ワクチンの第Ⅰ相臨床試験については、NUHがシンガポール政府から経済的援助を受けることとなります。

連結子会社であるイムナス・ファーマ(株)は、平成23年3月期におきまして、合計80百万円の支援を受けております。内訳としましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「平成21年度公募事業「研究開発型ベンチャー技術助成事業」に「A オリゴマーを標的としたアルツハイマー病治療抗体の研究開発」が採択され40百万円、全国中小企業団体中央会の「平成21年度ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」に採択され40百万円の研究開発費支援を受けております。

また、フランスに設立いたしました連結子会社であるLaboratoires OncoTherapy Science France S. A. R. Lは、抗腫瘍モノクローナル抗体の治験を早期に開始すべく準備を進めておりますが、当該治験がCLARA (Canc é rop ô le Lyon Auvergne Rh ô ne-Alpes) の「proof of Conceptプログラム」に採択されたことにより、治験参加医療機関はCLARAから治験費用の援助を受けることとなります。

今後においても、当社グループは自社の研究領域に該当するような補助事業等への申請を積極的に実施していく方針であります。当社グループが申請する補助事業等について必ずしも採択される保証はありません。

インセンティブの付与について

当社は、会社の利益が取締役及び従業員個々の利益と一体となり職務に精励する動機付けを行うため、また、社外のリソースを有効に活用し当社事業の円滑な遂行を図る目的で、当社の役員、従業員及び社外協力者等に対するインセンティブ制度を導入しております。当期においては平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、平成22年6月3日に開催された取締役会において、当社取締役2名、監査役1名、従業員32名、社外協力者21名に対して新株予約権を割当てております。また、平成22年6月25日付の株主総会決議に基づき、平成23年6月10日に開催された取締役会において、当社取締役3名、従業員63名、社外協力者16名に対して、新株予約権を割り当てております。

なお、本書提出日現在における当社の発行済株式総数は209,103株であります。これに対して、新株

予約権に係る新株発行予定株数の合計は45,000株であります。

なお、当該新株予約権が行使された場合は当社の株式価値は希薄化することとなり、また、株式市場での需給バランスに変動が発生し株価へ影響を及ぼす可能性もあります。また、当社グループは、今後も優秀な人材の確保のため、ストックオプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、さらなる株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

配当政策について

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究、並びに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度における、当社の経営上の重要な契約は以下の通りであります。

(1) 技術導入

大学等研究機関との共同研究契約

当社は、当社の業務に有用となる技術の開発及び権利の取得のために、各研究機関との間で共同研究契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約先	研究題目	主な契約内容
東京大学医科学研究所	抗がん剤開発のためのがん特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬（治療法）開発の共同研究	<p>当社は、当社が共同研究に参加させる研究員に係る研究料及び一定額の研究経費を負担する。</p> <p>東京大学は、共同研究の結果で当社と東京大学が共有する特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「特許権等」という。)を、当社又は当社の指定する者に限り、当該特許を優先的に実施できる期間を出願したときから10年を越えない範囲内において許諾することができる。</p> <p>別途締結する実施契約で定める実施料を東京大学に支払う。</p>

特許を受ける権利譲渡契約（46件）

当社は、当社の低分子医薬分野、抗体医薬分野、がんワクチン分野及び診断薬及び研究用試薬分野の事業化に必要な特許に関し、東京大学医科学研究所に所属する複数の研究者より特許を受ける権利を譲り受けております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
東京大学医科学研究所に所属する複数の研究者	当社は譲渡の対価として、上記特許を受ける権利に係る発明を第三者に実施させ、当該第三者から収受したロイヤルティーの一定割合を譲渡人に支払う。

特許を受ける権利譲渡契約（137件）

当社は、当社の低分子医薬分野、抗体医薬分野、がんワクチン分野及び診断薬及び研究用試薬分野の事業化に必要な特許に関し、国立大学法人東京大学（137件）より特許を受ける権利を譲り受けております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
国立大学法人東京大学	<p>当社は譲渡の対価として、一定額の契約一時金を支払う。</p> <p>上記特許を受ける権利に係る発明を当社が使用して得た収入の一定額を支払う。</p> <p>当社が上記特許を受ける権利を第三者に実施させ、当該第三者から収受した実施料の一定割合を譲渡人に支払う。</p>

(2) 技術導出

契約

当社と小野薬品工業株式会社との間で、がん治療用ペプチドワクチンに関して、独占的な開発・製造・販売権を供与するための契約を締結いたしました。

契約会社名	主な契約内容
小野薬品工業株式会社	<p>当社は、3種のオンコアンチゲン由来のペプチドワクチンに関して、肝細胞癌をはじめとした全ての癌腫を対象として、日本・韓国・台湾における独占的な開発・製造・販売権を小野薬品に供与する。</p> <p>当社は、テリトリーを全世界に拡大できるオプション権を小野薬品に供与する。</p> <p>当社は、小野薬品に対して、開発に必要な協力をを行う。</p> <p>当社は、本契約締結に伴い、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーンならびに上市後は売上高の目標達成に応じたマイルストーン、売上高に応じたロイヤルティーを小野薬品から受け取る。さらに、小野薬品がテリトリーを全世界に拡大できるオプション権を行使した場合は、オプション権行使に伴う一時金を受け取る。大塚製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p>

契約

当社は、塩野義製薬株式会社との間で、癌治療用ペプチドワクチン並びに網膜における血管増殖性因子による治療薬に関して、独占的な開発・製造・販売権を提供する旨の契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
塩野義製薬株式会社	<p>当社は、膀胱癌を対象とした2種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に提供する。</p> <p>当社は、食道癌並びに肺、気管支及び頭頸部における扁平上皮癌を対象とした3種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に提供する。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>当社は塩野義製薬株式会社の開発の協力要請に合意した場合には、科学的見地からの専門的助言や説明、その他の協力や支援をする。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌種に係る一定の遺伝子を使用して研究・開発された治療薬の正味販売高に応じて、当該治療薬の上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>

塩野義製薬株式会社	<p>当社は、2種の血管内皮増殖因子受容体に由来するペプチドワクチンに関して、加齢黄斑変性症を始めとした網膜における血管増殖性変化に起因する疾患を対象とした、全世界における独占的な開発・製造・販売権を塩野義製薬に供与する。</p> <p>当社と塩野義製薬の両社が合意した場合には、当社は塩野義製薬に対して、開発に必要な協力をを行う。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>当社は塩野義製薬株式会社の開発の協力要請に合意した場合には、科学的見地からの専門的助言や説明、その他の協力や支援をする。</p> <p>塩野義製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌種に係る一定の遺伝子を使用して研究・開発された治療薬の正味販売高に応じて、当該治療薬の上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>
-----------	--

契約

当社は、大塚製薬株式会社との間で、癌ペプチドワクチンに関して、全世界での独占的な開発・製造・販売権を供与する旨の契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下のとおりであります。（膵臓癌で同定された1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、日本を除く）

契約会社名	主な契約内容
大塚製薬株式会社	<p>当社は大腸癌をはじめとする各種癌で同定された2種の癌関連遺伝子に由来する癌ペプチドワクチンの、全世界での独占的な開発・製造・販売権を同社に供与する。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、一定額の一時金を支払い、また一定の条件を満たす場合、それぞれ一定額のマイルストーンを支払う。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、本契約の対象たる癌ワクチンの正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを支払う。</p>
大塚製薬株式会社	<p>当社は膵臓癌で同定された7種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンに関して、全世界における独占的な開発・製造・販売権を同社に供与する。なお、1種の癌関連遺伝子に由来する治療用ペプチドワクチンについては、対象国として日本は除く。</p> <p>当社と大塚製薬株式会社は、共同で開発を行い、両社が合意した場合には、当社が製造の全部または一部を担うこともありうる。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、本契約締結に伴うアップフロント・フィーをはじめ、開発協力金、マイルストーン及び上市後のロイヤルティを支払う。</p>

契約

当社は、大塚製薬株式会社との間で、中枢疾患の分子標的治療薬候補である低分子化合物につき中枢神経疾患（腫瘍を除く）を対象とした、独占的な開発・製造・販売権などを供与するための契約を締結しております。なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
大塚製薬株式会社	<p>当社はアルツハイマー病を含む中枢神経疾患の原因と考えられている酵素を阻害する低分子化合物に関して、腫瘍を除く中枢神経疾患を対象とした、全世界における独占的な開発、製造、使用、販売、利用する権利を大塚製薬に供与する。</p> <p>大塚製薬株式会社は、当社に対し、本契約締結に伴うアップフロント・フィーならびに、上市後のロイヤルティを支払う。</p>

契約

(a) 当社は、株式会社抗体研究所より導入したある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な実施権をイムナス・ファーマ株式会社へ許諾する契約を締結しております。なお、契約の概要は、以下の通りであります。

(b) 当社は、当社の抗体研究成果の内第三者に許諾した権利以外の抗体医薬について、イムナス・ファーマ株式会社へ優先選択権を付与する契約を締結しております。なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
イムナス・ファーマ株式会社	<p>当社は、当社が保有するある癌特異的膜蛋白に結合する癌治療用ヒト抗体の全世界における開発・製造・販売に関する独占的な権利をイムナス・ファーマ株式会社に許諾する。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、一定額の契約一時金を当社に支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、当該癌治療用抗体に基づいて得られた収益については、その一定率を当社へ支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社が、当該癌治療用抗体の販売を行った場合、正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを当社へ支払う。</p>
イムナス・ファーマ株式会社	<p>当社は、当社が保有する癌治療用抗体の内、当社が第三者に許諾した権利以外の癌治療用抗体について優先選択権を付与する。</p> <p>当社は、イムナス・ファーマ株式会社が選択した癌治療用抗体について抗体医薬としての全世界における開発、製造、販売の権利を同社に許諾する</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、一定額の契約一時金を当社に支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、候補抗体選択時に一定の金額を支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社は、当該癌治療用抗体に基づいて得られた収益については、その一定率を当社へ支払う。</p> <p>イムナス・ファーマ株式会社が、当該癌治療用抗体の販売を行った場合、正味販売高に応じて、上市後特定の条件を満たす期間、一定率のロイヤルティを当社へ支払う。</p>

契約

当社は、平成17年4月4日に、扶桑薬品工業株式会社と癌治療用の新生血管阻害剤OTS102の日本国内における販売権を、扶桑薬品工業株式会社に供与する契約（原契約）を締結しておりましたが、平成22年1月18日に、原契約の見直しに合意いたしました。

なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
扶桑薬品工業株式会社	<p>当社は、OTS102の日本における再許諾権付独占的製造販売権を扶桑薬品工業株式会社に供与する。</p> <p>日本におけるOTS102の開発は当社が実施する。</p> <p>扶桑薬品工業株式会社は、原契約で定めるマイルストーンに加えて、再許諾先と扶桑薬品工業株式会社の契約締結に伴い新たに設定された一時金及びマイルストーンならびに上市後の再許諾先及び扶桑薬品工業株式会社の販売高に応じたロイヤルティ等を支払う。</p>

契約

当社連結子会社であるイムナス・ファーマ株式会社は、抗アミロイド ペプチド抗体に関する特許、ノウハウ等の独占的実施権の許諾を含む独占的開発、製造、販売等の権利を協和発酵キリン株式会社に供与する契約を締結しております。

なお、契約の概要は以下の通りであります。

契約会社名	主な契約内容
協和発酵キリン株式会社	<p>イムナス・ファーマ株式会社は、アルツハイマー病治療薬として期待される2つの抗アミロイド ペプチド抗体に関して全世界における研究、開発、使用、製造、輸出入、流通及び販売を行うための独占的実施権を協和発酵キリン株式会社に供与する。</p> <p>協和発酵キリン株式会社は、契約締結に伴う一時金、マイルストーン及び上市後のロイヤルティをイムナス・ファーマ株式会社に支払う。</p>

6 【研究開発活動】

当社における研究開発は、当社の研究開発本部において推進しております。スタッフは96名（臨時雇用者含む）にのぼり、これは総従業員の約81%に当たります。研究開発本部スタッフは民間等共同研究員として大学との共同研究に参加しているほか、当社独自の創薬研究開発に従事しております。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は4,753百万円です。

(1) 大学との共同研究について

当社は、設立当初の平成13年5月より、東京大学との間で下記の共同研究契約に基づく研究開発を実施しております。

研究題目
抗がん剤開発のためのがん特異的タンパクの同定とその機能解析、及び分子標的治療薬（治療法）開発の共同研究

(2) がん関連遺伝子の網羅的解析に係る共同研究について

研究内容について

当社は、国立大学法人東京大学と「抗がん剤開発のためのがん特異的蛋白の同定とその機能解析、及び分子標的治療薬（治療法）開発の共同研究」を同大学医科学研究所において実施しております。当該共同研究は、当社事業の基盤となるものであり、「網羅的なcDNAマイクロアレイ解析の結果見つかった癌特異的遺伝子の機能解析を行い、画期的な抗がん剤の開発につなげること」を研究内容としております。

cDNAマイクロアレイについて

コンピューターのマイクロチップは大量の情報を高速に処理する道具として開発されたものですが、cDNAマイクロアレイと呼ばれる技術も同様に小さな基盤上に非常に高密度にDNAを配置して、それらを手がかりに大量の遺伝子情報を獲得するために開発されたものです。また、遺伝子情報の解析においては、このように一度に全体像を捉え網羅的に解析するシステムは有用なものとして考えられております。

当社が共同研究において使用しているのは上述のcDNA（17）をマイクロアレイ上の特定の区画に固定している（これを「スポットしている」といい、このスポットを実施する機械を「スポッター」といいます）cDNAマイクロアレイであります。これは共同研究先である東京大学医科学研究所及び当社研究施設でスポッターを利用し、cDNAと、それをスポットしたcDNAマイクロアレイを作製しております。

このcDNAの作製方法は、大変に時間と労力のかかるものですが、以下に簡単にご説明いたします。

まず研究用に市販されているヒトの各種正常臓器の細胞からとったmRNA（17）と同時に、発生過程の初期のものもつかまえるために胎児のmRNAを入手します。そして、逆転写酵素でcDNAを作ります。さらに、このcDNAをもとにPCR法と呼ばれる方法でcDNAを増幅します。

このcDNAマイクロアレイの特長は、主に以下の2点です。

a 現在32,000種類の遺伝子をスポットしていること

平成15年4月に発表されたヒトゲノムの完全解読終了時の情報では、約35,000個の遺伝子があるとされておりましたが、その後の解析では25,000-30,000個と一般的には考えられております。当社のマイクロアレイは32,000種類のcDNAをスポットしていることから、ほぼ全遺伝子を網羅しております。

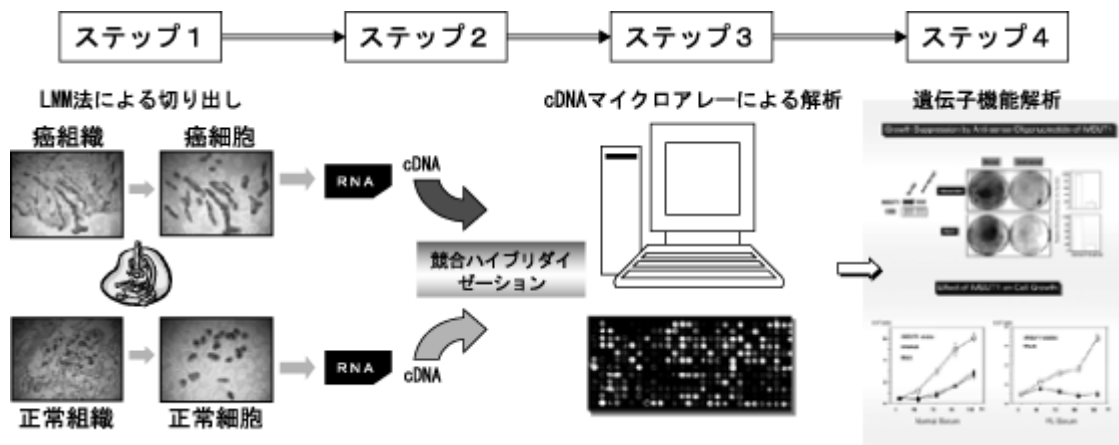
またマイクロアレイにスポットするcDNAの合成は、ヒトの12種類の臓器よりプールしたmRNAにより実施しているため、およそヒトの発生過程以降に発現する遺伝子はほぼ検出することができます。これをマイクロアレイ上にスポットして使っているため、ヒトの細胞内での実際の遺伝子発現に近い状態で、かつ機能が未知の遺伝子まで解析することができます。

b cDNAを利用していること

マイクロアレイには、合成で作った25～50個くらいの核酸塩基からなるオリゴDNAとよばれるものを用いる方法と、cDNAを用いる方法があり、導入の簡便性からオリゴDNAを用いる方法が一般的です。当社はcDNAを用いる方法を採用しておりますが、これはオリゴDNAに比較してシステム構築に手間がかかる欠点ではありますが、cDNAが200から1,100個までの長い核酸塩基からなっており個々の塩基の結合力が強く、マイクロアレイ洗浄時に、より厳しい条件(塩濃度や温度等の条件)で洗浄可能なため、その結果正常(相補性が正しい)な結合のみがマイクロアレイ上に残ることになり、再現性の面でオリゴDNAの方式より優れていると考えております。

抗がん剤探索のための網羅的ながん遺伝子の解析方法について

<当社のがん遺伝子の解析方法>



<ステップ1：LMM（18）法による組織切片からのがん細胞の取り出し>

がん組織を顕微鏡下で観察すると正常細胞とがん細胞が複雑に入り混じっており、精度の高いがん遺伝子解析のためには、まずこのような組織からがん細胞の集団のみを取り出す必要があります。当社共同研究においては、LMM(Laser Microbeam Microdissection)法と呼ばれる技術を採用しております。

<ステップ2：取り出したがん細胞よりmRNAを抽出し、cDNAを合成>

ステップ1で回収したがん細胞からRNA（17）を抽出し、それが微量の場合にはRNAを増幅します。このRNAから逆転写酵素を用い蛍光色素で標識したcDNAを作成し、ステップ3のマイクロアレイの実験に供します。その際、がん細胞に対応する正常細胞からも同様にRNAを抽出してがん細胞とは異なる蛍光色素で標識したcDNAを作成します。

<ステップ3：がん細胞で特異的に発現する候補遺伝子を特定>

ステップ2の操作により異なる蛍光色素で標識されたがん細胞由来のcDNAと、正常細胞由来のcDNAを混合し、マイクロアレイ上で競合ハイブリダイゼーション（19）を行うことにより、がん細胞と正常細胞での遺伝子発現量の比を検出し、がん細胞で特異的に発現する候補遺伝子を特定します。

<ステップ4：がんの分子標的治療薬の標的となりうる遺伝子の絞込み>

上記で特定した候補遺伝子について、がんの分子標的治療薬のターゲットとなり得るか否かを下記の実験により検証します。

a がん細胞の増殖に関与しているか否かを、遺伝子を直接細胞に入れた際の細胞増殖促進効果の有無で確認する。

b 遺伝子の働きを阻害することにより、がん細胞の増殖が阻害されるか否かを、アンチセンス法（

20) 及びRNAi (21) 等により確認する。

c 生命の維持に重要な臓器で発現が低いかなかを、マイクロアレイで得た正常臓器のデータベースで検討し、さらにRT-PCR (22) やノザンプロット法 (23) (mRNAの発現量を調べる方法) 等により確認する。

研究の特徴について

当該共同研究における主な特徴は、以下の通りであります。当社は、これらの各要素を組み合わせた解析スキームに研究の優位性があり、各種のがんにおいて得られた遺伝子情報等は、治療効果が高く、かつ副作用が少ない抗がん剤等の開発や、特異性の高いがん診断薬の開発に有用であると認識しております。なお、現時点においては、第三者が同様の遺伝子解析を高精度で大規模に実施することは極めて困難であるものと考えておりますが、新たな研究手法等が確立された場合においては、今後における当該優位性が継続する保証はありません。

a 臨床症例に基づいた研究成果であること

当社の東京大学との共同研究は、同大学の医科学研究所が協力医療機関から収集した臨床症例に基づくものであり、各がん種について多数の症例の解析が可能となっております。

b LMM法によるがん細胞の分離により精度の高い解析が可能であること

従来の研究開発においては、がん組織から直接RNAを回収していたので、がん細胞に加え正常細胞の混入も多く、結果としてがん細胞での遺伝子発現変化が反映できないことが少なからず生じておりました。当社共同研究においては、高度な病理学的知識を有する研究者ががん細胞及び正常細胞を判別した上でLMM法によりがん組織からのがん細胞の切り出し作業を実施しており、多くの手間と時間が必要となるものの、ほぼ100%の純度のがん細胞分離が可能であり、当該がん細胞のみを解析に用いることにより解析結果の正確性が向上しております。

c 遺伝子解析においてcDNAマイクロアレイを利用していること

当社が使用しているcDNAマイクロアレイは、東京大学医科学研究所教授である中村祐輔氏が独自に開発したものであり、その特徴として、ア) 精度を高めるため独自に開発したcDNAのセットを利用していること、イ) 現在32,000種類の遺伝子をスポットしていること、ウ) 機能未知の遺伝子及び新規遺伝子も解析対象となること、等であります。

d 特定された候補遺伝子とがんとの関連を複数の実験により検証していること

前述の通り、近年においては分子標的治療薬という概念が確立し、肺がん、乳がんおよび慢性骨髄性白血病に対する抗がん剤の開発がなされており、特定のがん患者に対して一定の効果が生じているものと考えられます。しかしながら、当社においては、これらの抗がん剤について効果、特異性や副作用の観点から見ると必ずしも十分なものではないと認識しております。

抗がん剤のターゲットとなる遺伝子のがん細胞のみに特異的に発現するのではなく、多くの正常臓器にも共通に発現している場合があることから、それらの副作用の原因として、抗がん剤が正常細胞に対しても作用してしまうことが考えられます。当該解析スキームにおいては、マイクロアレイによる解析から特定されたがん細胞で特異的に発現上昇している候補遺伝子について、ア) 細胞の増殖に關与するもの、イ) 働きを阻害するとがん細胞が増殖を停止する、もしくは死滅するもの、ウ) 生命の維持に不可欠な臓器では発現していないもの等の条件により、分子標的抗がん剤のターゲットとして適当かなかを複数の実験により検証し、絞込みを行っており、がん細胞に対してより特異的で、かつ副作用の少ない抗がん剤等の開発に結びつくシーズの提供が可能になるものと考えております。

[用語解説]

- (17) mRNA, cDNA, RNA
RNAはリボ核酸、mRNAはRNAのうち、メッセンジャーすなわち「伝令」の役割をするものであります。人間の体は約60兆個の細胞によって作られていますが、体の構造や働きはおもにタンパク質によって決まっております。そのタンパク質の設計図は遺伝子であり、そして、遺伝子の本体はDNAであります。このDNAは細胞の核の中にある染色体に存在しておりますが、タンパク質は設計図であるDNAから直接作られるのではなく、一旦、DNAからRNAが作られ、そのRNAが翻訳されてタンパク質となります。この一旦作られるRNAを「伝令」すなわちメッセンジャーRNA (mRNA) といいます。つまり、遺伝子情報の流れはDNA mRNA タンパク質というようになっております。cDNAは、mRNAから逆転写酵素を用いた逆転写反応によって合成されたDNAで、イントロンを含まない状態の遺伝子 (塩基配列) を知ることができることから、遺伝子のクローニングに広く利用されております。
- (18) LMM(Laser Microbeam Microdissection)
がん組織を顕微鏡下で観察すると正常細胞とがん細胞が複雑に入り混じっており、がん遺伝子の解析のためには、まずこのような組織からがん細胞の集団だけを取り出す必要があります。当社では共同研究において、LMM (Laser Microbeam Microdissection) 法と呼ばれる技術を採用しております。LMM法による手順の概要は、以下の通りであります。
イ) ガラススライドに置いた組織片上に特別なフィルムを貼り付ける。
ロ) コンピューターの画面を見ながら顕微鏡下に取り出したい部分を指定する。
ハ) その部分だけにレーザー光を当てることによって、フィルムの基質を溶かし、目的の組織部分をフィルムに固定し、がん細胞だけを取り出す。
- (19) 競合ハイブリダイゼーション
目的とするDNAを標識して、そのDNAに対応するDNAがマイクロアレイ上のどの位置に存在するのか、化学的発色法を用いて調べるための操作のこと。当社の研究では、がん細胞と正常細胞の双方から c DNAを作成し、これを同時にマイクロアレイに使用するため、「競合ハイブリダイゼーション」と称しております。
- (20) アンチセンス法
アンチセンスとは遺伝子情報を持つDNAまたはRNAと相補的な塩基配列を持つものをいい、例えばタンパク質の合成を指示するmRNAに相補的な塩基配列をデザインしたアンチセンスDNA (またはアンチセンスRNA) は、mRNAによる情報伝達 (翻訳) を阻害する機能を有しております。アンチセンス法とは、アンチセンスのmRNAによる伝達を阻害する機能等を利用して遺伝子の機能を解析する方法であります。
- (21) RNAi
RNAiとはRNA interference (干渉) の略語、細胞に導入された二本鎖RNAが、それと同じ配列を持つ遺伝子の発現 (タンパク質合成) を抑制する現象のことです。この方法は、標的遺伝子 (mRNA) を破壊することで発現を抑制する為、遺伝子の機能解析に有効な方法と考えられております。
- (22) RT-PCR
PCRとはPolymerase Chain Reaction の略語であり、DNA配列を正確に増幅する技術のこと。細菌やウイルス由来の酵素を用い、自動化された装置で行うものであり、この技術により、同じDNAを短時間で増やし、分析することが容易になります。
RT-PCRとは逆転写酵素を用いてRNAを鋳型としたDNA合成を行い、そのDNAを鋳型にしてPCR反応を行うことを指します。
- (23) ノザンプロット法
ナイロンなどの膜にRNAを吸着させておき、そのRNAと特異的に結合する遺伝子断片を反応させ、発色させることによって、RNAの量やサイズを調べる方法であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下の通りであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は本書提出日現在において判断したものであり、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(1) 収益及び費用面の特徴

収益面の特徴

当社は、製薬会社との契約により、その対価については、契約一時金、研究協力金、開発協力金、マイルストーン及びロイヤリティ等を段階的に受領することとしております。

契約一時金は、契約時に一定の権利の付与に対して受取る対価として一括収益計上しており、研究協力金及び開発協力金は製薬企業より契約に基づく研究開発に対する経済的支援として受領するものであり、役務の提供に基づき収益計上しております。

マイルストーンは自社あるいは提携先製薬企業における研究開発の進捗(予め設定されたイベント達成等)に応じて受取る対価、ロイヤリティは製薬企業が医薬品として上市された場合に売上等の一定率を対価として受領するものであり、製薬企業等からの報告等に基づき発生時に収益計上することとしております。

当社が契約に基づき受領する収益のうち、研究協力金及び開発協力金については、研究及び開発の内容等に応じて複数年に渡り受領することとされておりますが、一部については当該協力金について規定されていないものもあります。また、一般的に医薬品の開発期間は基礎研究開始から上市までに通常10年以上の長期間に及ぶものでもあります。なお、発生については、その多くが契約締結先の製薬企業等の研究開発の進捗及び医薬品発売・販売の状況等に依存するものであり、これらが事業収益として計上されるにはかなりの長期間を要する可能性があり、またこれらの事業収益が計上されない可能性もあります。

さらに、製薬企業等との契約締結の可否、契約締結時期及び収益の発生時期によって当社グループの業績は大きく変動する傾向にあり、これによる業績の上期又は下期への偏重が生じる可能性、又は場合によっては決算期ごとの業績変動要因となる可能性があります。

費用面の特徴

当社グループは研究開発型企业として、研究開発費の総額は事業収益に対し大きなウェイトを占めており、過年度における研究開発費の実績は、平成19年3月期1,872百万円、平成20年3月期2,049百万円、平成21年3月期3,009百万円、平成22年3月期4,577百万円、平成23年3月期4,753百万円であります。

今後においても、継続した研究開発の実施及び事業領域の拡大等により、多額の研究開発費が必要となると想定されます。当社グループは既存の提携先に加えて、新たな取引先製薬企業の開拓を積極的に進めていく方針であります。他の製薬企業との契約締結が進まない場合や既存の提携先との契約解消等が生じた場合、または自社による医薬品の開発を積極的に推進した場合、当社グループの業績の圧迫要因として業績に悪影響が生じる可能性があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

資産、負債、純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、11,194百万円(前連結会計年度末比971百万円増加)となりました。内訳としては、流動資産は10,489百万円(同841百万円増加)、これは有価証券が1,500百万円、売掛金が575百万円それぞれ増加した一方、現金及び預金が1,228百万円減少したことが主な要因となっております。固定資産は704百万円(同130百万円増加)となりました。

負債の合計は934百万円(前連結会計年度末比105百万円増加)となりました。流動負債は818百万円(同9百万円減少)となりました。固定負債は116百万円(同115百万円増加)、これは資産除去債務が77百万円、繰延税金負債が37百万円それぞれ増加したことが主な要因となっております。

純資産は、10,259百万円（前連結会計年度末比865百万円増加）となりました。これは、利益剰余金が566百万円と新株予約権が259百万円それぞれ増加したことが主な要因となっております。

経営成績

当連結会計年度における連結事業収益につきましては、提携先製薬企業からの契約一時金、マイルストーン及び開発協力金などの受領により、5,361百万円（前期比103百万円の増加）となりました。

また、医薬品候補物質等の基礎研究、創薬研究及び臨床開発の継続的な推進及び臨床開発の進展による研究開発費の増加により、連結営業利益は223百万円（前期比95百万円の減少）、連結経常利益は640百万円（前期比51百万円の増加）、連結当期純利益は566百万円（前期比56百万円の増加）となりました。なお、当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、キャッシュ・フローの状況につきましては、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金計画について

当社グループが現在計画している資金計画については、共同研究費、研究開発要員の人件費及び外注費等の研究開発資金、自社の研究用設備等の設備資金に充当する方針であり、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品で運用していく計画であります。

バイオ・テクノロジー業界等の当社を取り巻く外部環境については変化が速いことや、新規参入等により当社グループの事業環境に劇的な変動が生じる可能性があること等から、当社の経営判断として資金について、上記の対象以外に振り向けられる可能性も否定できません。

また、当社グループ事業の性質上、研究開発資金等の多額な資金を必要とするものであります。急速な成長、技術変化、市場の発展等環境の変化に伴い、当社は新たな戦略を実行し、その事業を展開するための必要資金は、現時点における想定以上に拡大する可能性があります。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの事業展開における重要な要素としては、「事業推進のスピード」「事業領域の拡大」「リスクとリターンのバランス」といった3点が挙げられます。

当社グループが属する医薬品業界、特にバイオ・テクノロジー業界においては、世界的な新薬開発競争とその新薬開発のための様々な研究開発や技術開発が世界的規模で行われており、当社の研究活動もこのスピード競争を勝ち抜き、質の高い研究成果（遺伝子情報、医薬品候補物質）を一日も早く提携先製薬企業等へ提供することが当社の優位性を確保する上で非常に重要であると認識しております。

次に事業領域の拡大につきましては、現在当社グループは、癌ワクチン、抗体医薬、低分子医薬、核酸医薬で創薬研究を展開しており、自社あるいは他社との事業提携等により積極的に事業を拡大していく方針であります。当社グループが見出した癌関連遺伝子情報をより多くの医薬品開発用途へ応用することにより、事業価値を高めたいと考えています。

最後にリスクとリターンのバランスですが、当社グループの最大の強みは、数多くの癌関連遺伝子、すなわち創薬ターゲットを所有していることでもあります。ただ、それら多数の創薬ターゲットの全てについて、多岐の用途にわたる創薬研究を、当社のみで資源と費用で、かつ世界的な競争に打ち勝つ「スピード」で遂行することは、膨大な設備投資と研究開発費を必要とし、資金的なリスクを生じせしめます。当社としては、製薬企業等との積極的な提携契約の締結や研究開発に提携等により、商品化の可能性を極大化しつつ、リスクは経営上合理的なレベルにとどめる方針を現時点では採用しています。本方針により、事業展開からの成果や利益といったリターンをパートナーと共有することにはなりますが、可能性のある商品を商業化できないリスクやスピード競争に負けるリスクを低減することができます。今後ともリスクとリターンのバランスに十分配慮し、最善と考えられる経営判断を行っていきたいと考えております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

平成23年3月期において、実施致しました設備投資の総額は172,206千円であり、この内訳は主にラボ設備の拡充によるものであります。当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分は単一セグメントであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械及び装置	工具、器具及び備品	合計	
本社 (神奈川県川崎市高津区坂戸)	医薬品の研究及び開発	統括事業施設及び研究施設等	225,887	15,032	112,970	353,890	87
鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区小野町)	医薬品の研究及び開発	研究施設	46,446	47	8,183	54,677	1
合計			272,334	15,079	121,153	408,567	88

- (注) 1 上記の金額には消費税等を含めておりません。
 2 本社ならびに鶴見は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

(事業所名)	(所在地)	年間賃借料 (千円)	(床面積)	(賃借先)
本社	神奈川県川崎市高津区坂戸	98,111	1,953.90㎡	(株)ケイエスピーコミュニティー
鶴見	神奈川県横浜市鶴見区小野町	7,895	255.19㎡	横浜企業経営支援財団

(2) 国内子会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	機械及び装置	工具、器具及び備品	合計	
イムナス・ファーマ株式会社 本社 (神奈川県川崎市高津区坂戸)	医薬品の研究及び開発	研究施設		486	37,579	38,065	5
合計				486	37,579	38,065	5

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	770,000
計	770,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	207,022	209,103	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用しておりま せん。
計	207,022	209,103		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(平成14年5月13日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	251個(注)1・3	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	251株(注)3	
新株予約権の行使時の払込金額	3,334円(注)3	
新株予約権の行使期間	(注)2	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,334円 資本組入額 1,667円 (注)3	
新株予約権の行使の条件	(注)2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	10,650個 10,151個 (注)1・3	8,850個 10,151個 (注)1・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10,650株 10,151株 (注)3	8,850株 10,151株 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,700 個 1,204 個 (注) 1・3	2,700 個 1,204 個 (注) 1・3
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,700 株 1,204 株 (注) 1・3	2,700 株 1,204 株 (注) 1・3
新株予約権の行使時の払込金額	3,667円(注) 3	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,667円 資本組入額 1,834円 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	405 個 6,000 個 1,500 個 (注) 1	405 個 6,000 個 1,500 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	405 株 6,000 株 1,500 株 (注) 1	405 株 6,000 株 1,500 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	100,000円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 100,000円 資本組入額 50,000円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(平成16年 6月29日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数	405 個 (注) 1	405 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	405 株 (注) 1	405 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	585,614円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 585,614円 資本組入額 292,807円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(平成17年 6月29日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5月31日)
新株予約権の数	570 個 2,480 個 (注) 1	570 個 2,480 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	570 株 2,480 株 (注) 1	570 株 2,480 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	250,530円 177,259円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250,530円 資本組入額 125,265円 発行価格 177,259円 資本組入額 88,630円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(平成18年6月27日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,220 個(注)1	1,220 個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,220 株(注)1	1,220 株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	70,492円	同左
新株予約権の行使期間	(注)2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,492円 資本組入額 35,246円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 新株予約権の行使期間、新株予約権の行使条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(9)ストックオプション制度の内容」に記載されているため、記載を省略しております。

3 平成15年5月20日開催の取締役会決議により、平成15年6月13日をもって1株を50株に分割しており、また、平成16年8月19日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日をもって1株を3株に分割しております。これにより新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を変更しております。

4 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成19年6月28日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	995 個 20 個 520 個 85 個 (注) 1	965 個 20 個 520 個 85 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	995 株 20 株 520 株 85 株 (注) 1	965 株 20 株 520 株 85 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	64,511円 64,511円 143,798円 143,798円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円 発行価格 64,511円 資本組入額 32,256円 発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円 発行価格 143,798円 資本組入額 71,899円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(平成20年6月27日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	10 個 2,660 個 20 個 (注) 1	10 個 2,660 個 20 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	10 株 2,660 株 20 株 (注) 1	10 株 2,660 株 20 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	129,934円 169,000円 169,000円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 129,934円 資本組入額 64,967円 発行価格 169,000円 資本組入額 84,500円 発行価格 169,000円 資本組入額 84,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(平成21年6月26日株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,310 個 440 個 (注) 1	2,310 個 440 個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,310 株 440 株 (注) 1	2,310 株 440 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	176,900 円	同左
新株予約権の行使期間	(注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 176,900円 資本組入額 88,450円 発行価格 176,900円 資本組入額 88,450円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 新株予約権の行使期間、新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(9) ストックオプション制度の内容」に記載されているため、記載を省略しております。
- 3 組織再編成行為時の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得条項
- 下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合(株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日(注)	1,865	196,190	6,550	3,465,396	6,550	6,430,618
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日(注)	3,401	199,591	17,615	3,483,011	17,615	6,448,233
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日(注)	2,750	202,341	9,609	3,492,620	9,609	6,457,842
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注)	388	202,729	13,333	3,505,953	13,333	6,471,175
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日(注)	4,293	207,022	40,487	3,546,441	40,487	6,511,663

(注) 新株引受権・新株予約権の権利行使

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	8	34	175	55	7	13,687	13,967	
所有株式数 (株)	3	10,664	13,470	2,867	8,687	19	171,312	207,022	
所有株式数 の割合(%)	0.00	5.15	6.51	1.38	4.20	0.01	82.75	100.0	

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
中村 祐輔	東京都大田区	21,750	10.51
古川 洋一	神奈川県川崎市宮前区	10,500	5.07
富田 憲介	東京都杉並区	10,349	5.00
荒川 博文	東京都中央区	10,200	4.93
中鶴 修一	埼玉県さいたま市中央区	9,900	4.78
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	7,866	3.80
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,269	2.06
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,015	1.94
江見 充	東京都豊島区	2,806	1.36
田中 徹	東京都目黒区	2,235	1.08
計		83,890	40.52

(注) 次の個人から平成23年3月22日に大量保有報告書の写しの送付があり(報告義務発生日平成23年3月22日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
田原 秀晃	東京都目黒区	7,850	4.14

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式207,022	207,022	
単元未満株式			
発行済株式総数	普通株式207,022		
総株主の議決権		207,022	

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社役員、従業員及び社外の協力者に対して付与することを下記株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成14年7月24日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年7月24日
付与対象者の区分及び人数 (名)	監査役 1 (注) 1 社外の協力者 3 (注) 2 取締役 1 (注) 3 社外の協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	8,850 (注) 6 10,151 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,667 (注) 6
新株予約権の行使期間	平成16年7月25日から平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から平成24年5月13日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 4
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

- (注) 1 付与当初は当社取締役でしたが、その後監査役に就任しております。
 2 付与当初は当社取締役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。
 3 付与当初は社外の協力者でしたが、その後取締役に就任しております。
 4 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
 5 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 6 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
- 7 組織再編成行為の取扱い
 組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 合併(当社が消滅する場合に限る)
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 吸収合併
 吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社
 新設合併
 新設合併により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社

(平成14年11月27日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	従業員 1 社外協力者 2 (注) 1 社外協力者 1 社及び 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	2,700 (注) 4 1,204 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,667 (注) 4
新株予約権の行使期間	平成16年11月28日から平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から平成24年10月31日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 付与当初は当社取締役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。

2 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

5 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成15年7月15日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成15年7月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 3 取締役 1 社外協力者 1 社外協力者 1 社
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	405 (注) 3 6,000 (注) 3 1,500 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成17年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から平成25年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 上記のほか、細目については臨時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

- 4 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成16年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 監査役 1 従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	390 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585,614 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注) 1
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。

- 4 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 1 取締役 1 監査役 1 従業員 9 社外協力者 1 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	570 2,480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,530 177,259
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役または使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注)1 付与当初は当社監査役でしたが、その後退任し、社外協力者となっております。
- 2 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
- 3 払込価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 平成15年6月13日をもって、1株を50株に分割しており、また平成16年11月19日をもって、1株を3株に分割しております。これにより株式の数、新株予約権の行使時の払込金額を調整しております。
- 5 組織再編成行為の取扱い
 組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 合併(当社が消滅する場合に限る)
 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 吸収合併
 吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社
 新設合併
 新設合併により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社

(平成18年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 10 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,220
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,492(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年5月28日から平成29年5月27日まで
新株予約権の行使の条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位を失った、または社外協力者については、当社への協力関係を維持していない場合は原則として権利行使不能(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保設定の禁止(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 上記のほか、細目については定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2 組織再編成行為の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書などに以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

新設合併

新設合併により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(平成19年6月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3(注1) 従業員 8 従業員 2(注2) 従業員 20 従業員 2(注2) 社外協力者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	965 20 520 85
新株予約権の行使時の払込金額(円)	64,511(注)4 64,511(注)4 143,798(注)4 143,798(注)4
新株予約権の行使期間	平成21年9月27日～平成29年9月26日 平成21年9月27日～平成29年9月26日 平成22年6月17日～平成30年6月16日 平成22年6月17日～平成30年6月16日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 付与当初は1名が従業員でしたが、その後、当社の取締役となっております。

2 付与当初は1名が社外協力者でしたが、その後当社の従業員となっております。

3 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

4 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

6 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	社外協力者 3 取締役 2 監査役 2 従業員 29 従業員 1 (注) 1 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数 (株)	10 2,660 20
新株予約権の行使時の払込金額(円)	129,934円(注) 3 169,000円(注) 3 169,000円(注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年8月26日～平成30年8月25日 平成23年6月27日～平成31年6月26日 平成23年6月27日～平成31年6月26日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- 1 付与当初は社外協力者でしたが、その後当社の従業員となっております。
- 2 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成21年6月26日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 1 従業員 31 従業員 2(注)1 社外協力者 17
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,310 440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	176,900円(注)3 176,900円(注)3
新株予約権の行使期間	平成24年6月5日～平成32年6月3日 平成24年6月5日～平成32年6月3日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- 1 付与当社は社外協力者でしたが、その後当社の従業員となっております。
- 2 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合、払込価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的で

ある再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 4 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

5 新株予約権の取得条項

下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成22年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 63 社外協力者 16
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,280 220
新株予約権の行使時の払込金額(円)	158,948円(注)2 158,948円(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年6月14日～平成33年6月10日 平成25年6月14日～平成33年6月10日
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び今後開催される取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 新株予約権の行使に際して、払込をすべき金額(以下、「払込価額」という)は、新株予約権1個につき、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は当該終値とする。なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得条項
- 下記に掲げる議案が株主総会で承認された場合（株主総会が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (2) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (3) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (4) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (5) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(平成23年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	未定
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	2,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)2
新株予約権の行使期間	本株主総会の委任に基づき、新株予約権に係る募集事項の決定(以下本表において「付与決議」という)を行った取締役会の日後、2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当該取締役会が定める。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員(顧問、相談役含む。)の地位を有している、また社外協力者については当社への協力関係を維持していることを要す。 ただし、取締役会により特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡または担保権の設定はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 上記のほか、細目については定時株主総会決議及び今後開催される取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額(以下、「行使価額」という)に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は当該終値とする。なお、当社が、当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、上記の行使価額は株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- (2) 吸収合併

吸収合併をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- (3) 新規合併

新規合併により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4 新株予約権の取得の条件

- (1) 当社は、新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら、現時点では将来のがん治療薬の上市に向け、基礎研究、創薬研究、並びに医薬品の開発を継続的に実施する段階にあるため、当面は内部留保に努め、研究開発資金の確保を優先しております。なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	218,000	212,000	199,700	218,400	211,500
最低(円)	68,800	49,100	46,600	110,200	113,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	188,600	184,700	194,000	211,500	201,900	197,000
最低(円)	144,100	161,900	173,300	186,300	178,100	113,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長		富田 憲介	昭和24年1月8日生	昭和49年4月 三共株式会社(現第一三共株式会社)入社 昭和62年7月 日本イーライリリー株式会社入社 平成元年7月 ローラー・ジャパン株式会社入社 平成3年10月 有限会社イー・シー・エス設立 代表取締役社長就任 平成3年11月 サンド薬品株式会社入社 平成4年8月 ローヌ・ブーランローラー インク(現サノフィ・アベンティス)入社 平成6年4月 ローヌ・ブーランローラー株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)取締役就任 平成7年4月 アルピーアルジェンセル株式会社 代表取締役社長兼任 平成12年6月 アンジェス エムジー株式会社代表取締役社長就任 平成13年4月 同社取締役会長就任 平成14年5月 当社入社 平成14年7月 当社取締役就任 平成14年12月 当社取締役副社長就任 平成15年4月 当社代表取締役社長就任 平成16年8月 OMAb Pharma株式会社(現イムナス・ファーマ株式会社)代表取締役社長就任(現任) 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社取締役就任 平成22年5月 当社代表取締役会長就任(現任)	(注)5	12,400
代表取締役 社長	研究開発本部長	角田 卓也	昭和34年8月1日生	昭和62年3月 和歌山県立医科大学卒業 平成5年3月 和歌山県立医科大学外科学大学院卒業 平成6年2月 City of Hope National Cancer Institute (Los Angeles, USA) Assistant Research Scientist 平成7年7月 和歌山県立医科大学第2外科助手 平成12年4月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター外科助手 平成12年8月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター外科講師 平成17年3月 東京大学医科学研究所先端医療研究センター特任助教授 平成18年4月 当社入社 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社代表取締役社長就任 平成18年7月 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター客員研究員(現任) 平成19年6月 当社取締役副社長就任 平成20年3月 当社代表取締役副社長就任 平成22年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成22年5月 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. Gerant(代表)就任(現任)	(注)4	150
取締役	管理本部長	山本 和男	昭和36年2月28日生	昭和58年4月 株式会社東京スタイル入社 昭和59年4月 三興自動機器株式会社(現三興マテリアルサプライ株式会社)入社 平成11年7月 株式会社イクス・パルス(現株式会社イクス)入社取締役就任 平成19年7月 当社入社管理本部長 平成20年6月 当社取締役管理本部長就任(現任) 平成21年7月 イムナス・ファーマ株式会社取締役就任(現任)	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山路 弘志	昭和34年6月4日生	昭和57年4月 三共株式会社(現第一三共株式会社)入社 昭和62年10月 日本イーライリリー株式会社入社 平成2年4月 ローラージャパン株式会社(現サノフィ・アベンティス株式会社)入社 平成10年8月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式会社(現グラクソ・スミスクライン株式会社)入社 平成12年4月 日本モンサント株式会社(現ファイザー株式会社)入社 平成15年2月 当社入社 研究開発部 開発担当部長就任 平成16年8月 当社事業開発部長就任 平成16年8月 OMAb Pharma株式会社(現イムナス・ファーマ株式会社)取締役就任(現任) 平成17年6月 当社取締役就任(現任) 平成18年6月 株式会社未来医療研究センター代表取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役		片桐 豊雅	昭和40年10月21日生	平成7年10月 (財)癌研究会癌化学療法センターゲノム解析研究部研究員 平成10年10月 英国ロンドン大学ガイズ・キングス・セントトーマス校医学部リサーチフェロー 平成13年1月 東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター助手 平成16年5月 同研究所ヒトゲノム解析センター助教授 平成19年4月 同研究所ヒトゲノム解析センター准教授 平成20年5月 徳島大学疾患ゲノム解析センターゲノム制御分野教授(現任) 平成22年6月 当社取締役就任(現任)	(注)5	-
監査役 (常勤)		中鶴 修一	昭和32年11月14日生	昭和57年4月 日研化学株式会社入社 平成3年7月 三光純薬株式会社入社 平成13年4月 当社入社 代表取締役社長就任 平成15年4月 当社取締役副社長研究担当 平成18年6月 ワクチン・サイエンス株式会社取締役就任 平成19年10月 当社取締役副社長 社長補佐業務, 知的財産担当, 事業開発担当 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注)3	9,900
監査役		高木 美也子	昭和27年1月10日生	平成12年4月 日本大学総合科学研究所教授(現任) 平成16年6月 当社監査役 就任(現任) 平成17年4月 東京農工大大学院客員教授(生命倫理学)(現任) 平成18年10月 内閣府総合科学技術会議生命倫理専門調査会委員(現任) 平成20年4月 独)新エネルギー・産業技術総合開発機構プログラム・ディレクター(現任)	(注)3	-
監査役		小峰 雄一	昭和46年10月21日生	平成7年10月 中央監査法人入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成12年7月 中央青山監査法人退所 平成12年7月 小峰雄一公認会計士事務所開業 平成12年10月 税理士登録、小峰雄一税理士事務所開業 平成20年1月 税理士法人小峰会計事務所設立 平成20年6月 当社監査役 就任(現任)	(注)3	-
計						22,450

(注)1 片桐豊雅氏は会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

2 高木美也子氏ならびに小峰雄一氏は会社法第2条16号に定める社外監査役であります。

3 監査役任期は、平成20年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 取締役任期は、平成23年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 取締役任期は、平成22年3月期にかかる定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「より副作用の少ないがん治療薬・治療法を一日も早くがんに苦しむ患者さんに届けること、がんとの闘いに勝つこと」を企業理念として、諸関連法規の遵守、及び迅速かつ正確な情報開示による透明性の確保がコーポレート・ガバナンスの重要な柱であるとの認識に基づき、下記体制で企業経営を推進しております。

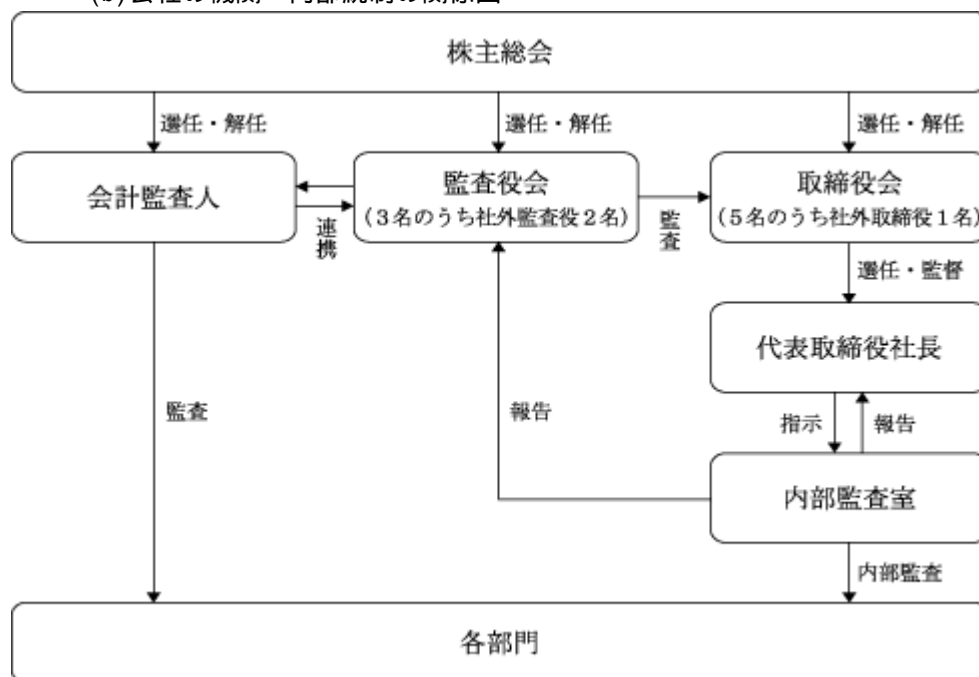
会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(a) 会社の機関の内容等

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤1名、非常勤2名（いずれも社外監査役）の計3名で構成されております。定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。

取締役会は、代表取締役2名、取締役3名（うち社外取締役1名）の計5名で構成され、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。

(b) 会社の機関・内部統制の関係図



(c) 企業の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、その基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項などについて意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

業務執行の監査につきましては、監査役3名が経営トップと積極的な意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を随時行い、会社の業務及び財産の状況調査を通じて取締役の業務執行の監査を行っています。

内部監査室3名（兼務）は、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。

(d) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任監査法人トーマツを平成13年4月より起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、下記の通りとなります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名：片岡 久依 勢志 元
 - ・会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士1名 その他5名
- (注)その他は、公認会計士試験合格者であります。

(e) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役片桐豊雅氏は徳島大学疾患ゲノム解析センターゲノム解析分野教授であり、当社の関連する研究分野に深い見識を持ち、当社の論理に捉われず研究者としての専門的見地から取締役会機能を強化しております。当社は同大学と「抗癌剤開発のための新たな癌関連遺伝子（産物）の単離」の共同研究を行っておりますが、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。

社外監査役は、高木美也子氏、小峰雄一氏の2名であり、いずれも当社との間に利害関係はございません。社外監査役のうち高木美也子氏は東京証券取引所の定めに基づき当社が指定した独立役員であり、当社の企業活動、事業分野に関する豊富な見識を有していることから、また小峰雄一氏は公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、当社の監査体制に活かすことができます。

また、当社は監査役、会計監査人、内部監査室が三様監査を実施しております。監査役と有限責任監査法人トーマツは監査方針や監査実施状況に関する連携を、内部監査室は監査役に監査方針や日程・実施状況・結果に関し報告を随時行っております。

これらの体制により経営監視機能が確保されております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動全般にわたり生じうる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて取締役会にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士、並びに社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、当社は従来より、高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や、法令、並びに社内規定を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、当社が企業使命とする「一日でも早く、副作用が少なく、かつ効果の高い抗がん剤・診断薬を世に送り出す」という高い使命感を持ち事業活動を展開しております。

役員報酬等の内容

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬 (千円)	ストックオプション として付与した新株 予約権に係る費用計 上額 (千円)	
取締役(社外取締役を除く)	101,243	60,771	40,472	3
監査役(社外監査役を除く)	9,000	9,000	-	1
社外役員	26,328	4,210	22,118	4

なお、連結子会社につきまして該当事項はありません

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

該当事項はありません。

(c) 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(d) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等については、役員が継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値増大に資するよう、各役員の地位、職責等に応じ、当社の業績、経営環境、他社の動向等を勘案し、基本報酬、ストックオプション付与を決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその役割を十分に発揮できることを目的とするものであり、契約内容の概要は以下のとおりです。

- ・社外取締役・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000,000円以上であらかじめ定めた金額または会社法第427条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限るものとする。

国立大学法人東京大学を中心とした各大学・研究機関教職員の兼業に係る利益相反の回避について

当社においては、徳島大学教授片桐豊雅が当社取締役(非常勤)に就任しているほか、東京大学を中心とした各大学・研究機関の研究者(教授及び講師等)5名が同様に当社顧問として兼業しております。当社グループとしてはこれらの兼業を行っている者との関係においては、利益相反等の行為が発生しないように法規制等を遵守するとともに、当社グループの企業運営上取締役会の監視等を通じて十分留意しております。しかしながら、このような留意にかかわらず、利益相反等の行為が発生した場合には、グループの利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受ける等の不利益を被り、その結果として当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数は7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

() 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、企業環境の変化に対応し、機動的な経営を遂行することを目的とするものです。

() 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000		21,000	
連結子会社				
計	21,000		21,000	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、監査法人等が主催する研修への参加をはじめ、開示支援専門会社等からの印刷物やメールなどによる情報提供、会計税務専門書など定期刊行物の購読等を通じて、積極的に情報収集に努めるとともに、情報の共有化を図ることにより、会計基準等の内容の適切な把握、変更等への的確な対応を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,791,093	7,562,546
売掛金	303,460	878,503
有価証券	-	1,500,000
原材料及び貯蔵品	34,513	25,168
前渡金	481,770	449,009
その他	41,038	74,651
貸倒引当金	3,654	634
流動資産合計	9,648,221	10,489,244
固定資産		
有形固定資産		
建物	204,213	359,717
減価償却累計額	52,224	87,383
建物（純額）	151,988	272,334
機械及び装置	131,954	131,954
減価償却累計額	111,139	116,388
機械及び装置（純額）	20,814	15,566
工具、器具及び備品	517,636	594,069
減価償却累計額	343,031	435,173
工具、器具及び備品（純額）	174,604	158,896
有形固定資産合計	347,407	446,796
無形固定資産		
特許権	128,661	142,925
ソフトウェア	8,243	10,151
その他	72	72
無形固定資産合計	136,977	153,150
投資その他の資産		
投資有価証券	32,493	34,907
長期前払費用	387	4,023
差入保証金	57,616	66,021
投資その他の資産合計	90,498	104,952
固定資産合計	574,883	704,899
資産合計	10,223,105	11,194,143

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	292,166	322,614
前受金	448,714	353,541
未払法人税等	21,034	77,585
その他	66,067	64,349
流動負債合計	827,982	818,091
固定負債		
繰延税金負債	1,405	38,804
資産除去債務	-	77,642
固定負債合計	1,405	116,447
負債合計	829,388	934,539
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,505,953	3,546,441
資本剰余金	6,471,175	6,511,663
利益剰余金	916,486	349,727
株主資本合計	9,060,643	9,708,378
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	-	8,980
その他の包括利益累計額合計	-	8,980
新株予約権	229,983	489,018
少数株主持分	103,090	53,226
純資産合計	9,393,717	10,259,604
負債純資産合計	10,223,105	11,194,143

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
事業収益	5,257,628	5,361,397
事業費用		
研究開発費	1 4,577,489	1 4,753,005
販売費及び一般管理費	2 361,465	2 385,068
事業費用合計	4,938,955	5,138,073
営業利益	318,672	223,323
営業外収益		
受取利息	2,018	9,921
有価証券利息	-	1,367
為替差益	17,999	-
負ののれん償却額	13,349	-
持分法による投資利益	3,629	2,414
助成金収入	3 236,676	3 408,835
雑収入	68	5,309
営業外収益合計	273,741	427,847
営業外費用		
為替差損	-	10,652
貸倒引当金繰入額	3,654	-
営業外費用合計	3,654	10,652
経常利益	588,759	640,519
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	3,020
新株予約権戻入益	258	1,556
その他	-	2
特別利益合計	258	4,579
特別損失		
固定資産除却損	4 14,207	4 6,039
投資有価証券評価損	500	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21,432
その他	-	633
特別損失合計	14,707	28,105
税金等調整前当期純利益	574,310	616,992
法人税、住民税及び事業税	4,882	62,697
法人税等調整額	468	37,399
法人税等合計	4,414	100,097
少数株主損益調整前当期純利益	-	516,895
少数株主利益又は少数株主損失()	59,735	49,863
当期純利益	510,159	566,758

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	516,895
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	8,980
その他の包括利益合計	-	¹ 8,980
包括利益	-	² 525,875
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	575,739
少数株主に係る包括利益	-	49,863

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,492,620	3,505,953
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	13,333	40,487
当期変動額合計	13,333	40,487
当期末残高	3,505,953	3,546,441
資本剰余金		
前期末残高	6,457,842	6,471,175
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	13,333	40,487
当期変動額合計	13,333	40,487
当期末残高	6,471,175	6,511,663
利益剰余金		
前期末残高	1,426,645	916,486
当期変動額		
当期純利益	510,159	566,758
当期変動額合計	510,159	566,758
当期末残高	916,486	349,727
株主資本合計		
前期末残高	8,523,816	9,060,643
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	26,666	80,975
当期純利益	510,159	566,758
当期変動額合計	536,826	647,734
当期末残高	9,060,643	9,708,378
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	8,980
当期変動額合計	-	8,980
当期末残高	-	8,980
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	8,980
当期変動額合計	-	8,980
当期末残高	-	8,980

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	77,854	229,983
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,129	259,035
当期変動額合計	152,129	259,035
当期末残高	229,983	489,018
少数株主持分		
前期末残高	43,354	103,090
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	59,735	49,863
当期変動額合計	59,735	49,863
当期末残高	103,090	53,226
純資産合計		
前期末残高	8,645,025	9,393,717
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	26,666	80,975
当期純利益	510,159	566,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	211,865	218,151
当期変動額合計	748,692	865,886
当期末残高	9,393,717	10,259,604

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	574,310	616,992
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21,432
減価償却費	132,365	156,978
株式報酬費用	154,526	270,124
負ののれん償却額	13,349	-
持分法による投資損益（は益）	3,629	2,414
固定資産除却損	14,207	6,039
売上債権の増減額（は増加）	51,811	575,042
たな卸資産の増減額（は増加）	14,526	9,345
前渡金の増減額（は増加）	226,658	36,155
未払金の増減額（は減少）	7,130	46,924
前受金の増減額（は減少）	448,714	95,173
その他	8,634	52,801
小計	1,027,436	438,561
利息の受取額	1,729	8,670
法人税等の支払額	4,549	6,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,024,616	440,961
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（は増加）	3,000,000	1,000,000
有価証券の増減額（は増加）	-	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	76,272	187,979
無形固定資産の取得による支出	45,520	53,941
その他	4,863	3,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,126,656	745,323
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	24,528	71,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,528	71,442
現金及び現金同等物に係る換算差額	235	4,371
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,077,276	228,547
現金及び現金同等物の期首残高	7,868,370	5,791,093
現金及び現金同等物の期末残高	5,791,093	5,562,546

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社..... 1社 イムナス・ファーマ株式会社	(1) 連結子会社..... 2社 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. イムナス・ファーマ株式会社 なお、Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.については、 新規設立に伴い、当連結会計年度 より連結子会社に含めております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社..... 1社 株式会社未来医療研究センター (2) 持分法を適用しない関連会社 1社 株式会社免疫工学研究所 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益及び 利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であ り、かつ全体としても重要性がないた め、持分法の適用から除外してあり ます。	(1) 持分法適用の関連会社..... 1社 同左 (2) 持分法を適用しない関連会社 1社 同左 持分法を適用しない理由 同左 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「持分法に関 する会計基準」(企業会計基準第16 号平成20年3月10日公表分)及び 「持分法適用関連会社の会計処理に 関する当面の取扱い」(実務対応報 告第24号平成20年3月10日)を適用 しております。 これによる影響はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に 関する事項	連結子会社の決算日は連結決算日と一 致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及 び評価方法	() 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 () たな卸資産 評価基準は原価法(収益性の低下に よる簿価切下げの方法)によってお ります。 原材料 移動平均法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法	() 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 () たな卸資産 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)						
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>() 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3～18年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>() 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。</p> <p>() 長期前払費用 定額法</p>	建物	3～18年	機械及び装置	8年	工具、器具及び備品	3～15年	<p>() 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>() 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>() 長期前払費用 同左</p>
建物	3～18年							
機械及び装置	8年							
工具、器具及び備品	3～15年							
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>() 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>() 貸倒引当金 同左</p>						
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p>						
(5) のれんの償却方法及び償却期間		<p>該当事項はありません。</p>						
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		<p>資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。</p>						
(7) その他連結財務諸表作成の基本となる重要な事項	<p>() 消費税等の会計処理 税抜処理によっております。</p>	<p>() 消費税等の会計処理 同左</p>						
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>							
6. 負ののれんの償却に関する事項	<p>負ののれんは、30ヶ月で均等償却しております。</p>							
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。</p>							

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

【会計方針の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ5,469千円減少しており、税金等調整前当期純利益は26,902千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(連結損益計算書)</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「前受金の増減額(は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度において、区分掲記することに変更いたしました。なお、前連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「前受金の増減額(は減少)」は、5,178千円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 32,493千円	1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 34,907千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																												
<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外注費</td> <td style="text-align: right;">2,550,985千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">試薬代</td> <td style="text-align: right;">292,064</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">378,163</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">127,094</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共同研究費</td> <td style="text-align: right;">238,575</td> </tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、0.7%一般管理費に属する費用の割合は、99.3%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">62,743千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">42,291</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">46,679</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">28,564</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,270</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">寄付金</td> <td style="text-align: right;">56,500</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">38,168</td> </tr> </table> <p>3. 助成金収入の236,676千円の内訳は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの助成金234,676千円と雇用者特別奨励金2,000千円であります。</p> <p>4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特許権</td> <td style="text-align: right;">14,005千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">201</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,207</td> </tr> </table>	外注費	2,550,985千円	試薬代	292,064	給与手当	378,163	減価償却費	127,094	共同研究費	238,575	支払手数料	62,743千円	役員報酬	42,291	給与手当	46,679	地代家賃	28,564	減価償却費	5,270	寄付金	56,500	株式報酬費用	38,168	特許権	14,005千円	工具、器具及び備品	201	計	14,207	<p>1. 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外注費</td> <td style="text-align: right;">2,404,550千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">試薬代</td> <td style="text-align: right;">267,009</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">359,943</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">144,433</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共同研究費</td> <td style="text-align: right;">290,144</td> </tr> </table> <p>2. 販売費に属する費用の割合は、0.5%一般管理費に属する費用の割合は、99.5%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">84,406千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">49,611</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">48,454</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">20,368</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">12,545</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">60,225</td> </tr> </table> <p>3. 助成金収入の408,835千円の内訳は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から318,635千円と全国中小企業団体中央会から68,558千円、関東経済産業局から19,641千円の助成金と雇用者特別奨励金2,000千円であります。</p> <p>4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特許権</td> <td style="text-align: right;">3,427千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">2,527</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,039</td> </tr> </table>	外注費	2,404,550千円	試薬代	267,009	給与手当	359,943	減価償却費	144,433	共同研究費	290,144	支払手数料	84,406千円	役員報酬	49,611	給与手当	48,454	地代家賃	20,368	減価償却費	12,545	株式報酬費用	60,225	特許権	3,427千円	建物	2,527	工具、器具及び備品	84	計	6,039
外注費	2,550,985千円																																																												
試薬代	292,064																																																												
給与手当	378,163																																																												
減価償却費	127,094																																																												
共同研究費	238,575																																																												
支払手数料	62,743千円																																																												
役員報酬	42,291																																																												
給与手当	46,679																																																												
地代家賃	28,564																																																												
減価償却費	5,270																																																												
寄付金	56,500																																																												
株式報酬費用	38,168																																																												
特許権	14,005千円																																																												
工具、器具及び備品	201																																																												
計	14,207																																																												
外注費	2,404,550千円																																																												
試薬代	267,009																																																												
給与手当	359,943																																																												
減価償却費	144,433																																																												
共同研究費	290,144																																																												
支払手数料	84,406千円																																																												
役員報酬	49,611																																																												
給与手当	48,454																																																												
地代家賃	20,368																																																												
減価償却費	12,545																																																												
株式報酬費用	60,225																																																												
特許権	3,427千円																																																												
建物	2,527																																																												
工具、器具及び備品	84																																																												
計	6,039																																																												

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益 510,159 千円

少数株主に係る包括利益 59,735 〃

計 569,895 千円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	202,341	388		202,729

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 388株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					229,983
合計							229,983

連結子会社における新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	202,729	4,293		207,022

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による新株の発行による増加 4,293株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					489,018
合計							489,018

連結子会社における新株予約権の当連結会計年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係																
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">8,791,093 千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">3,000,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,791,093</td> </tr> </table>	現金及び預金	8,791,093 千円	預入期間3ヶ月超の定期預金	3,000,000	現金及び現金同等物	5,791,093	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">7,562,546 千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">2,000,000</td> </tr> <tr> <td>償還期間3ヶ月超の有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,500,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,562,546</td> </tr> </table>	現金及び預金	7,562,546 千円	有価証券	1,500,000	預入期間3ヶ月超の定期預金	2,000,000	償還期間3ヶ月超の有価証券	1,500,000	現金及び現金同等物	5,562,546
現金及び預金	8,791,093 千円																
預入期間3ヶ月超の定期預金	3,000,000																
現金及び現金同等物	5,791,093																
現金及び預金	7,562,546 千円																
有価証券	1,500,000																
預入期間3ヶ月超の定期預金	2,000,000																
償還期間3ヶ月超の有価証券	1,500,000																
現金及び現金同等物	5,562,546																

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
オペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 2,704千円 1年超 1,617 合 計 4,322	オペレーティングリース取引 未経過リース料 1年内 982千円 1年超 292 合 計 1,274

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から平成20年3月10日改正の「金融商品に関する会計基準(企業会計基準委員会企業会計基準10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全な預金等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権は複数の特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください)。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	8,791,093	8,791,093	
(2) 売掛金	303,460	303,460	
(3) 差入保証金	57,616	46,778	10,838
(4) 未払金	(292,166)	(292,166)	

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式	32,493

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められます。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	8,791,093
売掛金	303,460
合計	9,094,554

差入保証金57,616千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融商品等に限定する方針です。デリバティブは、利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクはありません。また、営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は複数の特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	7,562,546	7,562,546	
(2) 売掛金	878,503	878,503	
(3) 有価証券	1,500,000	1,500,000	
(4) 差入保証金	66,021	55,433	10,588
(5) 未払金	(322,614)	(322,614)	
(6) 未払法人税等	(77,585)	(77,585)	

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、並びに(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価の算定は契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値を算定しております。

(5) 未払金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
 (単位：千円)

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式	34,907

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められます。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 (単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	7,562,546
売掛金	878,503
有価証券 譲渡性預金	1,500,000
合計	9,941,049

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	1,500,000	1,500,000	
合計	1,500,000	1,500,000	

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

記載事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

記載事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上及び科目名

研究開発費における株式報酬費用	116,358千円
販売費及び一般管理費における株式報酬費用	38,168千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益	258千円
----------	-------

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

決議年月日	平成14年5月13日	平成14年7月24日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 11 社外協力者 3	取締役 3 従業員 9 社外協力者 2 社外協力者 5	取締役 2 監査役 1 従業員 6 社外協力者 1 社外協力者 1社及び1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,900 普通株式 1,950	普通株式 12,000 普通株式 14,250	普通株式 5,400 普通株式 2,250
付与日	平成14年5月14日	平成14年7月24日及び 平成14年10月18日	平成14年11月27日及び 平成15年2月21日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成14年5月14日から 平成16年5月13日まで	平成14年7月24日から 平成16年7月24日まで	平成14年11月27日から 平成16年11月27日まで
権利行使期間	平成16年5月14日から 平成24年5月13日まで 平成14年5月15日から 平成24年5月13日まで	平成16年7月25日から 平成24年5月13日まで 平成14年7月25日から 平成24年5月13日まで	平成16年11月28日から 平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から 平成24年10月31日まで

決議年月日	平成15年7月15日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 2 従業員 19 社外協力者 2 社外協力者 1社	監査役 1 従業員 22	取締役 1 従業員 4 取締役 1 監査役 2 従業員 28
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,610 普通株式 6,000 普通株式 1,500	普通株式 1,005	普通株式 1,600 普通株式 6,126
付与日	平成15年7月16日	平成16年7月23日	平成17年11月4日 平成18年4月24日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成15年7月16日から 平成15年7月21日まで	平成16年7月23日から 平成18年6月29日まで	平成17年11月4日から 平成19年6月29日まで 平成18年4月29日から 平成19年6月29日まで
権利行使期間	平成17年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで

決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 21 社外協力者 3	取締役 2 従業員 18 社外協力者 2 従業員 30 社外協力者 9	社外協力者 3 取締役 2 監査役 2 従業員 36 社外協力者 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500	普通株式 1,260 普通株式 20 普通株式 620 普通株式 100	普通株式 10 普通株式 2,920 普通株式 20
付与日	平成19年 5月28日	平成19年 9月26日 平成19年 9月26日 平成20年 6月16日 平成20年 6月16日	平成20年 8月25日 平成21年 6月26日 平成21年 6月26日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成19年 5月28日から 平成21年 5月27日まで	平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで	平成20年 8月25日から 平成22年 8月25日まで 平成21年 6月26日から 平成23年 6月26日まで 平成21年 6月26日から 平成23年 6月26日まで
権利行使期間	平成21年 5月28日から 平成29年 5月27日まで	平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで	平成22年 8月26日から 平成30年 8月25日まで 平成23年 6月27日から 平成31年 6月26日まで 平成23年 6月27日から 平成31年 6月26日まで

(注) 当社は平成15年6月13日付で、1株につき50株の株式分割を行っており、また平成16年11月19日付で、1株につき3株の株式分割を行っております。株式の種類及び付与数並びに当該株式分割にかかる調整を行っております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年8月31日	平成17年6月22日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 6 株主 2 社外協力者 38 社外協力者 1 社外協力者 2	社外協力者 17 取締役 1 従業員 2 社外協力者 1	従業員 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 970 普通株式 6,000 普通株式 283 普通株式 30 普通株式 120	普通株式 73 普通株式 163 普通株式 60	普通株式 80
付与日	平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年11月22日 平成16年11月22日	平成17年9月22日 平成18年1月25日 平成18年2月3日	平成19年6月18日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで	平成17年9月22日から平成19年9月21日まで 平成18年1月25日から平成20年1月25日まで 平成18年2月3日から平成20年2月3日まで	平成19年6月18日から平成21年6月18日まで
権利行使期間	平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで	平成19年9月22日から平成27年6月22日まで 平成20年1月26日から平成27年6月22日まで 平成20年2月4日から平成27年6月22日まで	平成21年6月19日から平成29年6月18日まで

決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6 月30日	平成21年 7 月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	株主 1	取締役 1 従業員 7 社外協力者 8 社外協力者 1 取締役 1 従業員 7 社外協力者 8	取締役 3 従業員 6 社外協力者 11 取締役 1 従業員 5 社外協力者 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,000	普通株式 550 普通株式 140 普通株式 30 普通株式 580 普通株式 200	普通株式 300 普通株式 148 普通株式 60 普通株式 40
付与日	平成19年11月27日	平成20年 7 月14日 平成20年 7 月14日 平成20年10月10日 平成21年 6 月29日 平成21年 6 月29日	平成21年 7 月17日 平成21年 7 月17日 平成21年11月30日 平成21年11月30日
権利確定条件		被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間		平成20年 7 月14日から平成22年 7 月14日まで 平成20年 7 月14日から平成22年 7 月14日まで 平成20年10月10日から平成22年10月10日まで 平成21年 6 月29日から平成23年 6 月29日まで 平成21年 6 月29日から平成23年 6 月29日まで	平成21年 7 月17日から平成23年 7 月17日まで 平成21年 7 月17日から平成23年 7 月17日まで 平成21年11月30日から平成23年11月30日まで 平成21年11月30日から平成23年11月30日まで
権利行使期間	平成19年11月28日から平成26年 8 月31日まで	平成22年 7 月15日から平成30年 7 月14日まで 平成22年 7 月15日から平成30年 7 月14日まで 平成22年10月11日から平成30年10月10日まで 平成23年 6 月30日から平成31年 6 月29日まで 平成23年 6 月30日から平成23年 6 月29日まで	平成23年 7 月18日から平成31年 7 月17日まで 平成23年 7 月18日から平成31年 7 月17日まで 平成23年12月 1 日から平成31年11月30日まで 平成23年12月 1 日から平成31年11月30日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,290	21,155	4,304
権利確定			
権利行使	40	102	
失効			
未行使残	3,250	21,053	4,304
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,325	480	3,866
権利確定			
権利行使	131		30
失効		60	300
未行使残	8,194	420	3,536
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,395	1,915	10
付与			2,940
失効		20	50
権利確定	1,395	1,250	
未確定残		645	2,900
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定	1,395	1,250	
権利行使	20	65	
失効	5	5	
未行使残	1,370	1,180	

(注) 権利行使期間の前日を権利確定日とみなしております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年 8月31日	平成17年 6月22日	平成18年 6月23日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			30
付与			
失効			
権利確定			30
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,528	93	
権利確定			30
権利行使			
失効	3		
未行使残	3,525	93	30
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6月30日	平成21年 7月16日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		660	
付与		780	548
失効		160	25
権利確定			
未確定残		1,280	523
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,000		
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	3,000		

単価情報

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利行使価格(円)	3,334	3,667	3,667
行使時平均株価(円)	166,900	178,982	
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利行使価格(円)	100,000	585,614	250,530 177,259
行使時平均株価(円)	193,480		190,800
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利行使価格(円)	70,492	64,511 64,511 143,798 143,798	129,934 169,000 169,000
行使時平均株価(円)	190,000	174,476	
公正な評価単価 (付与日)(円)	27,135	24,551 24,551 74,204 74,204	57,740 109,094 109,094

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年 8月31日	平成17年 6月22日	平成18年 6月23日
権利行使価格(円)	50,000 50,000 50,000 50,000 50,000	50,000 50,000 50,000	285,000
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6月30日	平成21年 7月16日
権利行使価格(円)	50,000	56,000 56,000 56,000 56,000 56,000	56,000 56,000 59,000 59,000
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			

4. ストック・オプションの公正な評価単価に見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度に付与された平成21年ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

ブラック・ショールズ式

	平成21年 6月26日付与
株価変動性(注) 1	72.45%
予想残存期間(注) 2	6年
予想配当(注) 3	
無リスク利率(注) 4	1.395%

(注) 1. 5年6ヶ月間(平成15年12月から平成21年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

(注) 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難なため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注) 3. 平成21年3月期は配当の実績はありません。

(注) 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) イムナス・ファーマ株式会社

連結子会社イムナス・ファーマ株式会社が、平成21年6月29日、平成21年7月17日、平成21年11月30日に付与したストック・オプションについては、当該連結子会社が未公開企業であるため、公正な評価単価に代え、本源的価値の見積りによっております。

株式の価値算定に使用した評価方法 純資産法

当連結会計年度末における本源的価値の合計 千円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 当連結会計年度における費用計上及び科目名

研究開発費における株式報酬費用 209,899千円

販売費及び一般管理費における株式報酬費用 60,225千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 1,556千円

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 11 社外協力者 3	取締役 3 従業員 9 社外協力者 2 社外協力者 5	取締役 2 監査役 1 従業員 6 社外協力者 1 社外協力者 1社及び1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,900 普通株式 1,950	普通株式 12,000 普通株式 14,250	普通株式 5,400 普通株式 2,250
付与日	平成14年 5月14日	平成14年 7月24日及び 平成14年10月18日	平成14年11月27日及び 平成15年 2月21日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成14年 5月14日から 平成16年 5月13日まで	平成14年 7月24日から 平成16年 7月24日まで	平成14年11月27日から 平成16年11月27日まで
権利行使期間	平成16年 5月14日から 平成24年 5月13日まで 平成14年 5月15日から 平成24年 5月13日まで	平成16年 7月25日から 平成24年 5月13日まで 平成14年 7月25日から 平成24年 5月13日まで	平成16年11月28日から 平成24年10月31日まで 平成14年11月28日から 平成24年10月31日まで

決議年月日	平成15年7月15日	平成16年6月29日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 監査役 2 従業員 19 社外協力者 2 社外協力者 1社	監査役 1 従業員 22	取締役 1 従業員 4 取締役 1 監査役 2 従業員 28
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,610 普通株式 6,000 普通株式 1,500	普通株式 1,005	普通株式 1,600 普通株式 6,126
付与日	平成15年7月16日	平成16年7月23日	平成17年11月4日 平成18年4月24日
権利確定条件	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が従業員、監査役、社外協力者、当社関係会社の取締役、及び従業員の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成15年7月16日から 平成15年7月21日まで	平成16年7月23日から 平成18年6月29日まで	平成17年11月4日から 平成19年6月29日まで 平成18年4月29日から 平成19年6月29日まで
権利行使期間	平成17年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで 平成15年7月22日から 平成25年6月30日まで	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで

決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 21 社外協力者 3	取締役 2 従業員 18 社外協力者 2 従業員 30 社外協力者 9	社外協力者 3 取締役 2 監査役 2 従業員 36 社外協力者 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 1,500	普通株式 1,260 普通株式 20 普通株式 620 普通株式 100	普通株式 10 普通株式 2,920 普通株式 20
付与日	平成19年 5月28日	平成19年 9月26日 平成19年 9月26日 平成20年 6月16日 平成20年 6月16日	平成20年 8月25日 平成21年 6月26日 平成21年 6月26日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成19年 5月28日から 平成21年 5月27日まで	平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成19年 9月26日から 平成21年 9月26日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで 平成20年 6月16日から 平成22年 6月16日まで	平成20年 8月25日から 平成22年 8月25日まで 平成21年 6月26日から 平成23年 6月26日まで 平成21年 6月26日から 平成23年 6月26日まで
権利行使期間	平成21年 5月28日から 平成29年 5月27日まで	平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成21年 9月27日から 平成29年 9月26日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで 平成22年 6月17日から 平成30年 6月16日まで	平成22年 8月26日から 平成30年 8月25日まで 平成23年 6月27日から 平成31年 6月26日まで 平成23年 6月27日から 平成31年 6月26日まで

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 監査役 1 従業員 32 社外協力者 21
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 2,510 普通株式 460
付与日	平成22年6月4日 平成22年6月4日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成22年6月4日から平成24年6月4日まで 平成22年6月4日から平成24年6月4日まで
権利行使期間	平成24年6月5日から平成32年6月3日まで 平成24年6月5日から平成32年6月3日まで

(注) 当社は平成15年6月13日付で、1株につき50株の株式分割を行っており、また平成16年11月19日付で、1株につき3株の株式分割を行っております。株式の種類及び付与数並びに当該株式分割にかかる調整を行っております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年8月31日	平成17年6月22日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 6 株主 2 社外協力者 38 社外協力者 1 社外協力者 2	社外協力者 17 取締役 1 従業員 2 社外協力者 1	従業員 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 970 普通株式 6,000 普通株式 283 普通株式 30 普通株式 120	普通株式 73 普通株式 163 普通株式 60	普通株式 80
付与日	平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年9月5日 平成16年11月22日 平成16年11月22日	平成17年9月22日 平成18年1月25日 平成18年2月3日	平成19年6月18日
権利確定条件	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間	平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年9月5日から平成18年9月5日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで 平成16年11月22日から平成18年11月23日まで	平成17年9月22日から平成19年9月21日まで 平成18年1月25日から平成20年1月25日まで 平成18年2月3日から平成20年2月3日まで	平成19年6月18日から平成21年6月18日まで
権利行使期間	平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年9月6日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで 平成18年11月24日から平成26年8月31日まで	平成19年9月22日から平成27年6月22日まで 平成20年1月26日から平成27年6月22日まで 平成20年2月4日から平成27年6月22日まで	平成21年6月19日から平成29年6月18日まで

決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6 月30日	平成21年 7 月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	株主 1	取締役 1 従業員 7 社外協力者 8 社外協力者 1 取締役 1 従業員 7 社外協力者 8	取締役 3 従業員 6 社外協力者 11 取締役 1 従業員 5 社外協力者 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 3,000	普通株式 550 普通株式 140 普通株式 30 普通株式 580 普通株式 200	普通株式 300 普通株式 148 普通株式 60 普通株式 40
付与日	平成19年11月27日	平成20年 7 月14日 平成20年 7 月14日 平成20年10月10日 平成21年 6 月29日 平成21年 6 月29日	平成21年 7 月17日 平成21年 7 月17日 平成21年11月30日 平成21年11月30日
権利確定条件		被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること	被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員(顧問、相談役含む)の地位にある、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していること
対象勤務期間		平成20年 7 月14日から平成22年 7 月14日まで 平成20年 7 月14日から平成22年 7 月14日まで 平成20年10月10日から平成22年10月10日まで 平成21年 6 月29日から平成23年 6 月29日まで 平成21年 6 月29日から平成23年 6 月29日まで	平成21年 7 月17日から平成23年 7 月17日まで 平成21年 7 月17日から平成23年 7 月17日まで 平成21年11月30日から平成23年11月30日まで 平成21年11月30日から平成23年11月30日まで
権利行使期間	平成19年11月28日から平成26年 8 月31日まで	平成22年 7 月15日から平成30年 7 月14日まで 平成22年 7 月15日から平成30年 7 月14日まで 平成22年10月11日から平成30年10月10日まで 平成23年 6 月30日から平成31年 6 月29日まで 平成23年 6 月30日から平成23年 6 月29日まで	平成23年 7 月18日から平成31年 7 月17日まで 平成23年 7 月18日から平成31年 7 月17日まで 平成23年12月 1 日から平成31年11月30日まで 平成23年12月 1 日から平成31年11月30日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,250	21,053	4,304
権利確定			
権利行使	2,999	252	400
失効			
未行使残	251	20,801	3,904
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,194	420	3,536
権利確定			
権利行使	289		38
失効		15	448
未行使残	7,905	405	3,050
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		645	2,900
付与			
失効			210
権利確定		645	10
未確定残			2,680
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,370	1,180	
権利確定		645	10
権利行使	120	195	
失効	30	10	
未行使残	1,220	1,620	10
決議年月日	平成21年6月26日		
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与	2,970		
失効	220		
権利確定			
未確定残	2,750		
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

(注) 権利行使期間の前日を権利確定日とみなしております。

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年 8月31日	平成17年 6月22日	平成18年 6月23日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,525	93	30
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	3,525	93	30
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6月30日	平成21年 7月16日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		1,280	523
付与			
失効			
権利確定		600	
未確定残		680	523
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	3,000	600	
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	3,000	600	

単価情報

(提出会社)

決議年月日	平成14年 5月13日	平成14年 7月24日	平成14年11月27日
権利行使価格(円)	3,334	3,667	3,667
行使時平均株価(円)	181,300	173,579	188,600
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成15年 7月15日	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
権利行使価格(円)	100,000	585,614	250,530
行使時平均株価(円)	188,850		177,259
公正な評価単価 (付与日)(円)			191,100
決議年月日	平成18年 6月27日	平成19年 6月28日	平成20年 6月27日
権利行使価格(円)	70,492	64,511	129,934
		64,511	169,000
		143,798	169,000
		143,798	
行使時平均株価(円)	157,433	177,635	
公正な評価単価 (付与日)(円)	27,135	24,551	57,740
		24,551	109,094
		74,204	109,094
		74,204	
決議年月日	平成21年6月26日		
権利行使価格(円)	176,900		
	176,900		
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)	112,528		
	112,528		

(連結子会社：イムナス・ファーマ株式会社)

決議年月日	平成16年 8月31日	平成17年 6月22日	平成18年 6月23日
権利行使価格(円)	50,000 50,000 50,000 50,000 50,000	50,000 50,000 50,000	285,000
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			
決議年月日	平成19年10月29日	平成20年 6月30日	平成21年 7月16日
権利行使価格(円)	50,000	56,000 56,000 56,000 56,000 56,000	56,000 56,000 59,000 59,000
行使時平均株価(円)			
公正な評価単価 (付与日)(円)			

4. ストック・オプションの公正な評価単価に見積方法

(1) 提出会社

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価に見積方法は以下のとおりであります。

ブラック・ショールズ式

	平成22年 6月 4日付与
株価変動性(注) 1	71.71%
予想残存期間(注) 2	6年
予想配当(注) 3	
無リスク利率(注) 4	0.549%

(注) 1. 6年(平成16年5月から平成22年5月まで)の株価実績に基づき算定しております。

(注) 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難なため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注) 3. 平成22年3月期は配当の実績はありません。

(注) 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) イムナス・ファーマ株式会社

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,592 千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">563</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">1,014</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">4,427</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">11,562</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">521,625</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">15,637</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">561,423</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">561,423</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">1,405千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">1,405</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">1,405</td></tr> </table>	未払事業税	6,592 千円	未払事業所税	563	棚卸資産評価損	1,014	減価償却費	4,427	新株予約権	11,562	繰越欠損金	521,625	その他	15,637	繰延税金資産小計	561,423	評価性引当額	561,423	繰延税金資産合計	_____	圧縮記帳準備金	1,405千円	繰延税金負債合計	1,405	繰延税金負債の純額	1,405	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,272 千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">644</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">177</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,931</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">28,429</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">31,592</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">249,483</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">499</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">326,031</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">326,031</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">除去費用(資産除去債務)</td><td style="text-align: right;">20,908千円</td></tr> <tr><td>圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">17,896</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">38,804</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">38,804</td></tr> </table>	未払事業税	12,272 千円	未払事業所税	644	棚卸資産評価損	177	減価償却費	2,931	新株予約権	28,429	資産除去債務	31,592	繰越欠損金	249,483	その他	499	繰延税金資産小計	326,031	評価性引当額	326,031	繰延税金資産合計	_____	除去費用(資産除去債務)	20,908千円	圧縮記帳準備金	17,896	繰延税金負債合計	38,804	繰延税金負債の純額	38,804
未払事業税	6,592 千円																																																								
未払事業所税	563																																																								
棚卸資産評価損	1,014																																																								
減価償却費	4,427																																																								
新株予約権	11,562																																																								
繰越欠損金	521,625																																																								
その他	15,637																																																								
繰延税金資産小計	561,423																																																								
評価性引当額	561,423																																																								
繰延税金資産合計	_____																																																								
圧縮記帳準備金	1,405千円																																																								
繰延税金負債合計	1,405																																																								
繰延税金負債の純額	1,405																																																								
未払事業税	12,272 千円																																																								
未払事業所税	644																																																								
棚卸資産評価損	177																																																								
減価償却費	2,931																																																								
新株予約権	28,429																																																								
資産除去債務	31,592																																																								
繰越欠損金	249,483																																																								
その他	499																																																								
繰延税金資産小計	326,031																																																								
評価性引当額	326,031																																																								
繰延税金資産合計	_____																																																								
除去費用(資産除去債務)	20,908千円																																																								
圧縮記帳準備金	17,896																																																								
繰延税金負債合計	38,804																																																								
繰延税金負債の純額	38,804																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">2.43%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.85%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">9.50%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">51.78%</td></tr> <tr><td>負ののれん償却額</td><td style="text-align: right;">0.95%</td></tr> <tr><td>持分法損益</td><td style="text-align: right;">0.26%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.29%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">0.77%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	2.43%	住民税均等割	0.85%	株式報酬費用	9.50%	評価性引当額	51.78%	負ののれん償却額	0.95%	持分法損益	0.26%	その他	0.29%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.77%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.11%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.78%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">14.90%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">38.66%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">3.57%</td></tr> <tr><td>海外子会社税率差異</td><td style="text-align: right;">2.15%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.18%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">16.22%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.11%	住民税均等割	0.78%	株式報酬費用	14.90%	評価性引当額	38.66%	試験研究費税額控除	3.57%	海外子会社税率差異	2.15%	その他	0.18%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.22%																
法定実効税率	40.69%																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金算入されない項目	2.43%																																																								
住民税均等割	0.85%																																																								
株式報酬費用	9.50%																																																								
評価性引当額	51.78%																																																								
負ののれん償却額	0.95%																																																								
持分法損益	0.26%																																																								
その他	0.29%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.77%																																																								
法定実効税率	40.69%																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金算入されない項目	0.11%																																																								
住民税均等割	0.78%																																																								
株式報酬費用	14.90%																																																								
評価性引当額	38.66%																																																								
試験研究費税額控除	3.57%																																																								
海外子会社税率差異	2.15%																																																								
その他	0.18%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.22%																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年 3 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、単一の事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高が発生しないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社及び連結子会社は「医薬品の研究及び開発」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高は、単一の製品・サービスによるものであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
塩野義製薬株式会社	2,769,689	医薬品の研究及び開発
大塚製薬株式会社	1,580,711	医薬品の研究及び開発

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	44,693円38銭	46,938円77銭
1株当たり当期純利益金額	2,519円20銭	2,746円84銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	2,168円04銭	2,398円23銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,393,717	10,259,604
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	333,074	542,245
新株予約権	229,983	489,018
少数株主持分	103,090	53,226
普通株式に係る純資産額(千円)	9,060,643	9,717,358
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数(株)	202,729	207,022

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
連結損益計算書上の当期純利益(千円)	510,159	566,758
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	510,159	566,758
普通株式の期中平均株式数(株)	202,509	206,331
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の内訳(千円)		
当期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の内訳(株)		
新株予約権	32,800	29,993
普通株式増加数(株)	32,800	29,993
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権420個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,536個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権2,890個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権405個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,050個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成21年6月26日 (新株予約権2,750個)</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(1) 新株予約権の付与 平成21年6月26日開催の定時株主総会及び平成22年6月3日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成21年6月4日 2. 発行する新株予約権の総数 2,510個 (新株予約権1個につき1株) 460個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,510株 当社普通株式 460株 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき176,900円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 444,019,000円 81,374,000円 7. 新株予約権の行使期間 平成24年6月5日より平成32年6月3日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき88,450円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 取締役 2名 監査役 1名 従業員 32名 社外協力者 21名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役、監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役、監査役の報酬として相当であると存じます。 	<p>(1) 新株予約権の付与 平成22年6月25日開催の定時株主総会及び平成23年6月10日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、従業員、顧問及び外部委託先に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成23年6月13日 2. 発行する新株予約権の総数 2,280個 (新株予約権1個につき1株) 220個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,280株 当社普通株式 220株 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき158,948円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 362,401,440円 34,968,560円 7. 新株予約権の行使期間 平成25年6月14日から平成33年6月10日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき79,474円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社取締役 3名 当社従業員 63名 顧問 3名 外部委託先 13名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成23年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役、並びに監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役、並びに監査役の報酬として相当であると存じます。 報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式2,500株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 2,500個を上限とする。なお、このうち、当社取締役会に付与する新株予約権は500個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の属する前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$</p>	<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式2,500株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 2,500個を上限とする。なお、このうち、当社取締役会に付与する新株予約権は、500個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$</p>

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求、）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>	<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求、）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 本株主総会の委任に基づき、新株予約権に係る募集事項の決定（以下本項において「付与決議」という。）を行った取締役会の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当該取締役会が定めるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る）</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収合併</p> <p>吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設合併</p> <p>新設合併により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件</p> <p>当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い</p> <p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る）</p> <p>合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>吸収合併</p> <p>吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>新設合併</p> <p>新設合併により設立する株式会社</p> <p>株式交換</p> <p>株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>株式移転</p> <p>株式移転により設立する株式会社</p>

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>(3) 重要な子会社等の設立 平成22年4月30日開催の取締役会において、フランスに子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>1. 設立の目的 フランスでの研究開発体制を確立し、開発をより加速、充実させるため。</p> <p>2. 設立する子会社の概要 名称 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L. 所在地 フランス共和国リヨン市 事業内容 抗体医薬をはじめとした癌治療薬の研究開発 資本金 100千ユーロ</p> <p>3. 設立の時期 平成22年5月</p> <p>4. 株主構成 当社100%出資</p>	<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

1 当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
事業収益 (千円)	273,596	1,569,685	1,989,801	1,528,315
税金等調整前四半期 純利益金額(は四 半期純損失金額) (千円)	843,523	321,327	565,800	573,387
四半期純利益金額 (は四半期純損失 金額) (千円)	841,299	342,753	580,652	484,653
1株当たり四半期純 利益金額(は四半 期純損失金額) (円)	4,096.13	1,660.26	2,809.69	2,343.27

2 訴訟

当社は、平成22年12月8日株式会社朝日新聞社他2名に対し、当社に対する重大な名誉毀損を行い著しく社会的評価を失墜させたことを理由に、損害賠償請求と謝罪広告掲載を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、目下係争中であります。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,625,808	7,477,424
売掛金	303,460	878,503
有価証券	-	1,500,000
原材料及び貯蔵品	34,513	25,168
前渡金	481,770	379,975
前払費用	19,176	23,747
未収入金	933	43,884
その他	678	3,220
流動資産合計	9,466,342	10,331,924
固定資産		
有形固定資産		
建物	202,254	359,717
減価償却累計額	51,852	87,383
建物及び構築物(純額)	150,401	272,334
機械及び装置	129,954	129,954
減価償却累計額	109,847	114,874
機械及び装置(純額)	20,106	15,079
工具、器具及び備品	420,740	493,981
減価償却累計額	306,942	372,828
工具、器具及び備品(純額)	113,797	121,153
有形固定資産合計	284,306	408,567
無形固定資産		
特許権	128,661	142,925
ソフトウェア	8,137	10,103
その他	72	72
無形固定資産合計	136,871	153,102
投資その他の資産		
関係会社株式	130,000	130,000
関係会社出資金	-	228,490
長期前払費用	387	4,023
差入保証金	56,667	65,101
投資その他の資産合計	187,055	427,614
固定資産合計	608,233	989,284
資産合計	10,074,576	11,321,208

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	273,887	300,256
未払費用	17,262	17,848
未払法人税等	18,936	76,854
未払事業所税	1,384	1,582
未払消費税等	41,471	35,770
前受金	448,714	353,541
預り金	5,742	8,964
流動負債合計	807,400	794,818
固定負債		
繰延税金負債	1,405	38,804
資産除去債務	-	77,642
固定負債合計	1,405	116,447
負債合計	808,805	911,265
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,505,953	3,546,441
資本剰余金		
資本準備金	6,471,175	6,511,663
資本剰余金合計	6,471,175	6,511,663
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	2,730	26,085
繰越利益剰余金	944,072	163,267
利益剰余金合計	941,342	137,181
株主資本合計	9,035,787	9,920,923
新株予約権	229,983	489,018
純資産合計	9,265,771	10,409,942
負債純資産合計	10,074,576	11,321,208

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
事業収益	5,007,628	5,361,397
事業費用		
研究開発費	¹ 4,436,616	¹ 4,399,739
販売費及び一般管理費	² 352,777	² 370,311
事業費用合計	4,789,394	4,770,050
営業利益	218,234	591,346
営業外収益		
受取利息	2,005	9,866
有価証券利息	-	1,367
為替差益	17,999	-
助成金収入	³ 196,676	³ 328,717
業務受託料	5,067	4,295
雑収入	22	5,227
営業外収益合計	221,771	349,474
営業外費用		
為替差損	-	12,555
営業外費用合計	-	12,555
経常利益	440,005	928,265
特別利益		
新株予約権戻入益	258	1,556
特別利益合計	258	1,556
特別損失		
固定資産除却損	⁴ 14,207	⁴ 4,718
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	21,432
特別損失合計	14,207	26,150
税引前当期純利益	426,056	903,671
法人税、住民税及び事業税	4,246	62,111
法人税等調整額	468	37,399
法人税等合計	3,778	99,510
当期純利益	422,277	804,160

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,492,620	3,505,953
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	13,333	40,487
当期変動額合計	13,333	40,487
当期末残高	3,505,953	3,546,441
資本剰余金		
前期末残高	6,457,842	6,471,175
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	13,333	40,487
当期変動額合計	13,333	40,487
当期末残高	6,471,175	6,511,663
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,268	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,268	-
当期変動額合計	2,268	-
当期末残高	-	-
圧縮記帳積立金		
前期末残高	3,936	2,730
当期変動額		
圧縮記帳積立金の取崩	1,205	4,089
圧縮記帳積立金の積立	-	27,444
当期変動額合計	1,205	23,354
当期末残高	2,730	26,085
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,369,824	944,072
当期変動額		
当期純利益	422,277	804,160
特別償却準備金の取崩	2,268	-
圧縮記帳積立金の取崩	1,205	4,089
圧縮記帳積立金の積立	-	27,444
当期変動額合計	425,751	780,805
当期末残高	944,072	163,267
利益剰余金合計		
前期末残高	1,363,619	941,342

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
当期変動額		
当期純利益	422,277	804,160
特別償却準備金の取崩	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-
圧縮記帳積立金の積立	-	-
当期変動額合計	422,277	804,160
当期末残高	941,342	137,181
株主資本合計		
前期末残高	8,586,843	9,035,787
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	26,666	80,975
当期純利益	422,277	804,160
当期変動額合計	448,944	885,136
当期末残高	9,035,787	9,920,923
新株予約権		
前期末残高	77,854	229,983
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,129	259,035
当期変動額合計	152,129	259,035
当期末残高	229,983	489,018
純資産合計		
前期末残高	8,664,697	9,265,771
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	26,666	80,975
当期純利益	422,277	804,160
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,129	259,035
当期変動額合計	601,074	1,144,171
当期末残高	9,265,771	10,409,942

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 (1) 原材料 移動平均法による原価法 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 (1) 原材料 同左 (2) 貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～18年 機械及び装置 8年 工具、器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法 なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。	貸倒引当金 同左
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜処理によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産 除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しており ます。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞ れ5,469千円減少しており、税引前当期純利益は26,902 千円減少しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																																																		
<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">外注費</td> <td style="text-align: right;">2,551,041千円</td> </tr> <tr> <td>試薬費</td> <td style="text-align: right;">267,421</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">346,089</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">330,302</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">110,189</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td style="text-align: right;">232,061</td> </tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.5%一般管理費に属する費用の割合は、99.5%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">60,575千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">46,679</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">42,291</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">28,564</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">28,857</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,253</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td style="text-align: right;">53,000</td> </tr> </table> <p>3 助成金収入の196,676千円の内訳は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの助成金194,676千円と雇用者特別奨励金2,000千円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特許権</td> <td style="text-align: right;">14,005千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">201</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,207</td> </tr> </table>	外注費	2,551,041千円	試薬費	267,421	給与手当	346,089	支払手数料	330,302	減価償却費	110,189	共同研究費	232,061	支払手数料	60,575千円	給与手当	46,679	役員報酬	42,291	地代家賃	28,564	租税公課	28,857	減価償却費	5,253	寄付金	53,000	特許権	14,005千円	工具、器具及び備品	201	計	14,207	<p>1 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">外注費</td> <td style="text-align: right;">2,220,645千円</td> </tr> <tr> <td>試薬費</td> <td style="text-align: right;">227,447</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">334,477</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">429,617</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">115,152</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td style="text-align: right;">273,134</td> </tr> </table> <p>2 販売費に属する費用の割合は0.5%一般管理費に属する費用の割合は、99.5%であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">81,024千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">48,454</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">49,611</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">20,181</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">32,615</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">10,531</td> </tr> <tr> <td>株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">60,225</td> </tr> </table> <p>3 助成金収入の328,717千円の内訳は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの助成金278,635千円、全国中小企業団体中央会28,440千円、関東経済産業局19,641千円と雇用者特別奨励金2,000千円であります。</p> <p>4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">特許権</td> <td style="text-align: right;">3,427千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,206</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">84</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,718</td> </tr> </table>	外注費	2,220,645千円	試薬費	227,447	給与手当	334,477	支払手数料	429,617	減価償却費	115,152	共同研究費	273,134	支払手数料	81,024千円	給与手当	48,454	役員報酬	49,611	地代家賃	20,181	租税公課	32,615	減価償却費	10,531	株式報酬費用	60,225	特許権	3,427千円	建物	1,206	工具、器具及び備品	84	計	4,718
外注費	2,551,041千円																																																																		
試薬費	267,421																																																																		
給与手当	346,089																																																																		
支払手数料	330,302																																																																		
減価償却費	110,189																																																																		
共同研究費	232,061																																																																		
支払手数料	60,575千円																																																																		
給与手当	46,679																																																																		
役員報酬	42,291																																																																		
地代家賃	28,564																																																																		
租税公課	28,857																																																																		
減価償却費	5,253																																																																		
寄付金	53,000																																																																		
特許権	14,005千円																																																																		
工具、器具及び備品	201																																																																		
計	14,207																																																																		
外注費	2,220,645千円																																																																		
試薬費	227,447																																																																		
給与手当	334,477																																																																		
支払手数料	429,617																																																																		
減価償却費	115,152																																																																		
共同研究費	273,134																																																																		
支払手数料	81,024千円																																																																		
給与手当	48,454																																																																		
役員報酬	49,611																																																																		
地代家賃	20,181																																																																		
租税公課	32,615																																																																		
減価償却費	10,531																																																																		
株式報酬費用	60,225																																																																		
特許権	3,427千円																																																																		
建物	1,206																																																																		
工具、器具及び備品	84																																																																		
計	4,718																																																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
オペレーティングリース取引 未経過リース料	オペレーティングリース取引 未経過リース料
1年内 2,704千円	1年内 982千円
1年超 1,617	1年超 292
合 計 4,322	合 計 1,274

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 3月 31日)

(追加情報)

当事業年度から平成20年 3月 10日改正の「金融商品に関する会計基準(企業会計基準委員会 企業会計基準10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式
(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	100,000
(2) 関連会社株式	30,000
合 計	130,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度 (平成23年 3月 31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式
(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	100,000
(2) 関連会社株式	30,000
(3) 関係会社出資金	228,490
合 計	358,490

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,977千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">563</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">1,014</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">4,427</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">11,562</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">392,114</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,119</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">418,779</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">418,779</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">1,405千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,405</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,405</td></tr> </table>	未払事業税	5,977千円	未払事業所税	563	棚卸資産評価損	1,014	減価償却費	4,427	新株予約権	11,562	繰越欠損金	392,114	その他	3,119	繰延税金資産小計	418,779	評価性引当額	418,779	繰延税金資産合計	_____	圧縮記帳準備金	1,405千円	繰延税金負債合計	1,405	繰延税金負債の純額	1,405	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,221千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">644</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損</td><td style="text-align: right;">177</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,931</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">28,429</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">31,592</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75,997</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">75,997</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">_____</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>除去費用(資産除去債務)</td><td style="text-align: right;">20,908千円</td></tr> <tr><td>圧縮記帳準備金</td><td style="text-align: right;">17,896</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38,804</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">38,804</td></tr> </table>	未払事業税	12,221千円	未払事業所税	644	棚卸資産評価損	177	減価償却費	2,931	新株予約権	28,429	資産除去債務	31,592	繰延税金資産小計	75,997	評価性引当額	75,997	繰延税金資産合計	_____	除去費用(資産除去債務)	20,908千円	圧縮記帳準備金	17,896	繰延税金負債合計	38,804	繰延税金負債の純額	38,804
未払事業税	5,977千円																																																				
未払事業所税	563																																																				
棚卸資産評価損	1,014																																																				
減価償却費	4,427																																																				
新株予約権	11,562																																																				
繰越欠損金	392,114																																																				
その他	3,119																																																				
繰延税金資産小計	418,779																																																				
評価性引当額	418,779																																																				
繰延税金資産合計	_____																																																				
圧縮記帳準備金	1,405千円																																																				
繰延税金負債合計	1,405																																																				
繰延税金負債の純額	1,405																																																				
未払事業税	12,221千円																																																				
未払事業所税	644																																																				
棚卸資産評価損	177																																																				
減価償却費	2,931																																																				
新株予約権	28,429																																																				
資産除去債務	31,592																																																				
繰延税金資産小計	75,997																																																				
評価性引当額	75,997																																																				
繰延税金資産合計	_____																																																				
除去費用(資産除去債務)	20,908千円																																																				
圧縮記帳準備金	17,896																																																				
繰延税金負債合計	38,804																																																				
繰延税金負債の純額	38,804																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.27%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.00%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">12.81%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">57.25%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.37%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.89%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	3.27%	住民税均等割	1.00%	株式報酬費用	12.81%	評価性引当額	57.25%	その他	0.37%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.89%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.07%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.47%</td></tr> <tr><td>株式報酬費用</td><td style="text-align: right;">10.18%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">37.94%</td></tr> <tr><td>試験研究費税額控除</td><td style="text-align: right;">2.44%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.02%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">11.01%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.07%	住民税均等割	0.47%	株式報酬費用	10.18%	評価性引当額	37.94%	試験研究費税額控除	2.44%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.01%																		
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金算入されない項目	3.27%																																																				
住民税均等割	1.00%																																																				
株式報酬費用	12.81%																																																				
評価性引当額	57.25%																																																				
その他	0.37%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.89%																																																				
法定実効税率	40.69%																																																				
(調整)																																																					
交際費等永久に損金算入されない項目	0.07%																																																				
住民税均等割	0.47%																																																				
株式報酬費用	10.18%																																																				
評価性引当額	37.94%																																																				
試験研究費税額控除	2.44%																																																				
その他	0.02%																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.01%																																																				

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	44,570円77銭	47,922円07銭
1株当たり当期純利益金額	2,085円23銭	3,897円43銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	1,794円56銭	3,402円79銭

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,265,771	10,409,942
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) 新株予約権	229,983	489,018
普通株式に係る純資産額(千円)	9,035,787	9,920,923
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数(株)	202,729	207,022

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	422,277	804,160
普通株式に係る当期純利益(千円)	422,277	804,160
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	202,509	206,331
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の内訳(千円)		
当期純利益調整額(千円)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の内訳(株)		
新株予約権	32,800	29,993
普通株式増加数(株)	32,800	29,993
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権420個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,536個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成20年6月27日 (新株予約権2,890個)</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成16年6月29日 (新株予約権405個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月29日 (新株予約権3,050個)</p> <p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成21年6月26日 (新株予約権2,750個)</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(1) 新株予約権の付与 平成21年6月26日開催の定時株主総会及び平成22年6月3日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成22年6月4日 2. 発行する新株予約権の総数 2,510個 (新株予約権1個につき1株) 460個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,510株 当社普通株式 460株 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき176,900円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 444,019,000円 81,374,000円 7. 新株予約権の行使期間 平成24年6月5日より平成32年6月3日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき88,450円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 取締役 2名 監査役 1名 従業員 32名 社外協力者 21名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成22年6月25日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 	<p>(1) 新株予約権の付与 平成22年6月25日開催の定時株主総会及び平成23年6月10日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役、従業員、顧問及び外部委託先に対するインセンティブを目的として、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。 なお、新株予約権の内容については、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の発行日 平成23年6月13日 2. 発行する新株予約権の総数 2,280個 (新株予約権1個につき1株) 220個 (新株予約権1個につき1株) 3. 新株予約権の発行価格 無償とする 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 2,280株 当社普通株式 220株 5. 新株予約権行使時の払込金額 1株につき158,948円 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 362,401,440円 34,968,560円 7. 新株予約権の行使期間 平成25年6月14日より平成33年6月10日 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本組入額 1株につき79,474円 9. 新株予約権の割当者の人数及びその内訳 当社取締役 3名 当社従業員 63名 顧問 3名 外部委託先 13名 <p>(2) 新株予約権の有利発行決議 平成23年6月29日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の取締役、従業員、監査役、就業予定者、並びに社外協力者に対し、金銭の払い込みをすることなく、無償で新株予約権を発行するものであります。 また、当社取締役、並びに監査役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役、並びに監査役の報酬として相当であると存じます。 報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式2,500株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 2,500個を上限とする。なお、このうち、当社取締役役に付与する新株予約権は500個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$	<p>2 新株予約権の払込金額 金銭の払い込みを要しないものとする。</p> <p>3 新株予約権の割当日 当社取締役会に委任するものとする。</p> <p>4 新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式2,500株を上限とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数 2,500個を上限とする。なお、このうち、当社取締役役に付与する新株予約権は、500個を、監査役に付与する新株予約権は500個を、それぞれ上限とする。 （新株予約権1個当りの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に関して払込をすべき1株当りの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。 ただし、その金額が新株予約権を割当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。 なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年以内とする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>	<p>また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株式による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。</p> <p>さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 本株主総会の委任に基づき、新株予約権に係る募集事項の決定（以下本項において「付与決議」という。）を行った取締役会の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、当該取締役会が定めるものとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>	<p>(6) 新株予約権の行使の条件 本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員（顧問、相談役含む。）の地位を有している、また社外協力者については、当社への協力関係を維持していることを要す。ただし、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りでない。</p> <p>本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者が死亡時において上記に定める規定により権利を行使する条件に該当していない場合を除き、本新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができる。ただし、当該権利承継者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。</p> <p>その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>(7) 新株予約権の取得の条件 当社は、新株予約権者が上記（6）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社 吸収合併 吸収合併をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社 新設合併 新設合併により設立する株式会社 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社 株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p> <p>(3) 重要な子会社等の設立 平成22年 4月30日開催の取締役会において、フランスに子会社を設立することを決議いたしました。</p> <p>1. 設立の目的 フランスでの研究開発体制を確立し、開発をより加速、充実させるため。</p> <p>2. 設立する子会社の概要</p> <p>名 称 Laboratoires OncoTherapy Science France S.A.R.L.</p> <p>所 在 地 フランス共和国リヨン市</p> <p>事 業 内 容 抗体医薬をはじめとした癌治療薬の研究開発</p> <p>資 本 金 100 千ユーロ</p> <p>3. 設立の時期 平成22年 5月</p> <p>4. 株主構成 当社100%出資</p>	<p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権のその他の内容 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会でその他の募集事項と併せて定めるものとする。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

銘柄		口数	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	譲渡性預金	1	1,500,000
	小計		1,500,000
計			1,500,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	202,254	160,878	3,415	359,717	87,383	22,210	272,334
機械及び装置	129,954			129,954	114,874	5,026	15,079
工具、器具及び備品	420,740	75,296	2,054	493,981	372,828	67,855	121,153
有形固定資産計	752,948	236,174	5,469	983,653	575,085	95,092	408,567
無形固定資産							
特許権	219,205	47,099	7,949	258,355	115,429	29,408	142,925
ソフトウェア	61,618	5,153		66,771	56,668	3,186	10,103
電話加入権	72			72			72
無形固定資産計	280,897	52,252	7,949	325,199	172,097	32,594	153,102
長期前払費用	387	5,029	1,393	4,023			4,023
繰延資産							
繰延資産計							

注1. 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

建物	施設の増床並びに研究施設改修	90,480 千円
	資産除去債務計上に伴う除去費用の計上	70,397 "
工具、器具及び備品	研究開発用工具、器具及び備品	75,296 "

注2. 特許権の当期増加の主なものは、以下のとおりであります。

	譲受けた特許出願権に関する出願手数料等	47,099 千円
--	---------------------	-----------

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	41
預金	
普通預金	5,477,382
定期預金	2,000,000
小計	7,477,382
合計	7,477,424

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
小野薬品工業(株)	525,000
大塚製薬(株)	269,643
その他	83,859
合計	878,503

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
303,460	5,391,503	4,816,460	878,503	84.6	40.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
研究用試薬品	23,969
消耗品	1,198
合計	25,168

流動負債

a 未払金

相手先	金額(千円)
イーピーエス株式会社	47,966
AMRI	43,763
富士通株式会社	32,551
株式会社エスアールディ	21,178
株式会社富士薬品	18,889
その他	135,906
合計	300,256

(3) 【その他】

訴訟

当社は、平成22年12月8日株式会社朝日新聞社他2名に対し、当社に対する重大な名誉毀損を行い著しく社会的評価を失墜させたことを理由に、損害賠償請求と謝罪広告掲載を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、目下係争中であります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日より3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	
単元未満株の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページにしておりそのアドレスは次のとおりです。 http://www.oncotherapy.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類、 確認書	事業年度 第9期	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書	事業年度 第9期	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
(3)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第10期 第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月6日 関東財務局長に提出
(4)	訂正四半期報告書 及び確認書	事業年度 第10期 第1四半期	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年11月5日 関東財務局長に提出
(5)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第10期 第2四半期	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月5日 関東財務局長に提出
(6)	四半期報告書及び 確認書	事業年度 第10期 第3四半期	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月4日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、オンコセラピー・サイエンス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

オンコセラピー・サイエンス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、オンコセラピー・サイエンス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

オンコセラピー・サイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 勢 志 元

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンコセラピー・サイエンス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンコセラピー・サイエンス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。